（仮称）藤沢市リサイクルセンター
整備・運営事業

要 求 水 準 書

平成 22 年 1 月

藤 沢 市

目　　次

用語の定義 1
1. 一般事項 2
1-1 事業概要 2
1-1-1 本事業の目的 2
1-1-2 事業期間 3
1-1-3 スケジュール 3
1-1-4 事業方式 4
1-1-5 民間事業者の業務範囲 4
1-1-6 市の業務範囲 9
1-2 事業用地の概要 12
1-2-1 事業実施用地の概要 12
1-3 事業の基本条件 13
1-3-1 処理対象物の基本条件 13
1-3-2 施設の基本条件 17
2. 関係法令等 18
2-1 廃棄物処理全般 18
2-2 公害・環境関係 18
2-3 機械・電気関係 19
2-4 土木建築関係 20
2-5 その他 21
3. 設計・施工業務に関する要件 22
3-1 設計に関する要件 22
3-1-1 実施設計 22
3-2 施工に関する要件 32
3-2-1 一般事項 32
3-2-2 工事現場管理 35
3-2-3 施工 38
3-2-4 試験・検査 42
3-2-5 試運転 43
3-2-6 予備性能試験 44
3-2-7 引渡性能試験 45
3-2-8 教育訓練 45
3-2-9 竣工・引渡し 45

3-3 かし担保 46
3-3-1 設計のかし担保..... 46
3-3-2 施工のかし担保..... 46
3-3-3 かしの判定・補修..... 46
3-4 性能保証 47
3-4-1 性能保証事項..... 47
3-4-2 性能保証期間..... 47
3-4-3 その他 47
4. 公害防止・環境保全..... 48
4-1 公害防止基準 48
4-1-1 粉じん基準..... 48
4-1-2 アスベスト基準..... 48
4-1-3 騒音基準 48
4-1-4 振動基準 48
4-1-5 悪臭基準 49
4-1-6 排水基準 49
4-1-7 炭化水素系特定物質基準..... 51
4-2 作業環境基準 51
4-2-1 粉じん基準..... 51
5. プラント設備等の整備に係る性能要件..... 52
5-1 破砕処理施設・資源化施設に共通する機能..... 53
5-1-1 搬入・搬出..... 53
5-1-2 監視・制御機能..... 55
5-1-3 給電機能 58
5-1-4 給水機能 59
5-1-5 排水処理機能..... 60
5-2 破砕処理施設に関する機能..... 63
5-2-1 受入供給機能..... 63
5-2-2 破砕処理機能..... 64
5-2-3 保管・搬出機能..... 66
5-3 資源化施設に関する機能..... 68
5-3-1 受入供給機能..... 68
5-3-2 資源化物回収機能..... 69
5-3-3 保管・搬出機能..... 72
5-4 環境啓発施設に関する機能..... 73
6. 運営に係る性能要件..... 76

6-1 計量・収納に関する業務..... 76
6-2 維持管理に関する業務..... 78
6-3 破砕処理施設の運転に関する業務..... 81
6-4 その他の運営業務..... 84

用語の定義

本要求水準書において使用する用語を次のとおり定義する。

本事業	：	（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業をいう。
本施設	：	本事業において整備を予定している（仮称）藤沢市リサイクルセンターをいう。
設計・施工業務	：	本施設の設計・施工に係る業務をいう。
運営業務	：	処理対象物の受入、本施設の運転、維持管理等（機能維持のための点検整備、補修・設備更新、清掃、保安警備、環境管理業務等を含む）の本施設の運営に係る業務をいう。
優先交渉権者	：	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に準拠し、事業者として選定された企業又は企業グループ
民間事業者	：	市と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
建設請負事業者	：	民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	：	民間事業者が設立した特別目的会社で本施設の運営業務を行う者をいう。
プラント	：	本施設のうち、処理対象物の破砕選別等の処理を行い、減容化及び資源化物回収を行うために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
建築物	：	本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
ユーティリティ	：	電気、ガス、水など事業用地において利用できるインフラストラクチャーをいう。
北部環境事業所	：	リサイクルセンターに隣接する焼却施設をいう。
資源物	：	本施設に搬入される紙類、古布類、カン・金属類、ビン、ペットボトル、廃食用油、プラスチック製容器包装をいう。
資源化物	：	本施設に搬入された処理対象物が、選別等の処理によって資源化されたものをいう。
適正処理困難物	：	処理対象物のうち藤沢市のごみ分別・収集の体系を基に処理することが困難又は不適当なものとして，提案書で提案され市が認めた品目、及びその他市と民間事業者の協議に基づき定めた品目をいう。
監督員	：	藤沢市契約規則第 43 条第 1 項の規定による監督職員をいう。
設計図書	：	要求水準書、要求水準書に係る質問回答、提案書、実施設計図書をいう。

1. 一般事項

本要求水準書は、藤沢市（以下「市」という。）が本事業を実施するにあたって、市の要求する水準を示すものである。

市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に準拠し、事業者として選定された優先交渉権者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、安定的かつ効率的なごみの適正処理が行えるよう提案を求めるものである。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備及び業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても、民間事業者の責任においてすべて完備及び遂行すること。

1-1 事業概要

1-1-1 本事業の目的

本施設は市における循環型都市形成の拠点となる廃棄物処理施設である。本施設は、以下の施設から構成される。

・不燃ごみ、大型ごみ等の処理を行う破砕処理施設
・資源物の中間処理等を行う資源化施設
・環境教育等を行う環境啓発施設

本施設は、市民生活に不可欠な公共サービスを提供する施設であるため、安心・安全を第一義とした施設の運営が求められる。しかし、既存施設は社会情勢の変化や住民のライフスタイルの変化、またそれに伴うごみの量及び質の変化に応じた段階的な機能追加を行ってきており、当初予定している機能を発揮するための不便も多い。そのため、現在の環境に適合しつつ効率的な運営が可能な施設を新たに整備することが求められている。

「ごみの資源化」「リサイクル率の向上」といった環境負荷低減の諸施策は、施設整備だけでなく、市民の環境意識の向上によって実現するものである。市には市民、事業者、市が協力して環境負荷の軽減を行ってきた「藤沢方式」が定着しており、市民が環境負荷軽減に貢献してきた歴史がある。その理念は、市が策定した一般廃棄物処理基本計画における「～一人ひとりの行動がうみだす循環型都市～あなたの努力が未来の藤沢市をつくります」という言葉に集約されている。

本事業では、本施設の役割、市の過去の実績と市が目指す将来像を念頭に、以下を本事業の事業コンセプトとして定めるものとする。

(1)　循環型社会の構築を目的として、破砕処理施設及び資源化施設を整備し、リサイクル率の向上を図る。
(2)　リサイクルの円滑な実施を目的として、資源化物の規格や純度については最新の規格や再生事業者の要望を反映し、資源化物の適切な品質管理が可能な施設を整備・運営する。
(3)　一般廃棄物処理という基礎的行政サービスを担う観点から、本事業に付随する事業リスクを適切にマネジメントし、安全に配慮するとともに、関係法令を遵守した施設の整備、運営を行うものとする。
(4)　本施設は、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の中で２ヶ所のリサイクルセンターの１つと位置づけられている。そのため、緊急時等における他リサイクルセンターとの連携を十分に考慮した上で、本施設を整備・運営する。また、北部環境事業所焼却施設からの電力を受けて稼動することから、焼却施設との連携も同様に考慮するものとする。
(5)　事業の効率化に向けた創意工夫を行うことにより、経済性に優れた施設の整備、運転・維持管理を行い、ライフサイクルコストを縮減する。
(6)　3R（Reduce, Reuse, Recycle）推進等に関する情報発信、活動団体への支援、施設見学及び体感・体験学習の機会提供など効果的な環境学習の拠点機能を整備するとともに、環境活動を実践する市民リーダーの育成機関としての機能の提供にも配慮する。
(7)　循環型社会のライフスタイルを実践するため、太陽光発電や屋上・壁面緑化、太陽光集光システム、風力発電、雨水利用、ハイブリッド街路灯などを整備し、施設を訪れた人が効果を体感できる施設とする。
(8)　市が ISO14001 取得団体であることを十分認識し、その理念推進に沿う整備・運営内容とする。

上述した本事業の目的について十分に理解を深めた上で、以降に示す本事業の性能要件を満たしうる施設の整備・運営を求めるものとする。

1-1-2　事業期間

事業期間は、契約締結日から平成 45 年 3 月末までとする。

1-1-3　スケジュール

本事業は、主として次に示す 6 つの業務から構成されるものである。

1-1-3-1 破砕処理施設の設計・施工に係る業務

(1)　工事内容　市が搬入する資源物を除く処理対象物の処理に必要な施設一式の建設工事
(2)　工　　期　自　平成 22 年 9 月　至　平成 25 年 3 月

1-1-3-2 資源化施設の設計・施工に係る業務

(1) 工事内容　市が搬入する資源物等の処理に必要な施設一式の建設工事

(2) 工　　期　自　平成 22 年 9 月　至　平成 25 年 3 月

1-1-3-3 環境啓発施設の設計・施工に係る業務

(1) 工事内容　環境啓発に必要な施設一式の建設工事

(2) 工　　期　自　平成 22 年 9 月　至　平成 25 年 12 月

1-1-3-4 破砕処理施設の運営に係る業務

(1) 委託内容　破砕処理施設の運転・維持管理及びその他付帯業務

(2) 期　　間　自　平成 25 年 4 月　至　平成 45 年 3 月末

1-1-3-5 資源化施設の維持管理に係る業務

(1) 委託内容　資源化施設の維持管理及びその他付帯業務

(2) 期　　間　自　平成 25 年 4 月　至　平成 45 年 3 月末

1-1-3-6 環境啓発施設の維持管理に係る業務

(1) 委託内容　環境啓発施設の維持管理及びその他付帯業務

(2) 期　　間　自　平成 26 年 1 月　至　平成 45 年 3 月末

1-1-4　事業方式

本事業は破砕処理施設は公設民営方式（DBO 方式）、資源化施設及び環境啓発施設は DBM 方式により実施する。

1-1-5　民間事業者の業務範囲

本事業の設計・施工業務は、建設請負事業者が行うものとする。本事業の運営業務は、運営事業者が行うものとする。民間事業者は、業務の実施にあたっては事前調査を十分行うものとする。

1-1-5-1 事前業務

優先交渉権者の決定後速やかに、優先交渉権者は運営事業者を設立する。また、本事業を行うために必要な許認可等の取得を行う。

1-1-5-2 本施設の設計・施工に係る業務

本施設の建設を請負う建設請負事業者は、市と締結する建設請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。

建設請負事業者は、本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分を行う。

建設請負事業者は、本施設の設計・施工に係る許認可等（計画通知、その他関係法令に基づく届出等）を市が取得するにあたって必要な協力を行う。

建設請負事業者は、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続き等に協力し、当該交付金要綱等に適合するように設計・施工業務を行う。

建設請負事業者は、本施設の設計・施工期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を市と連携して行う。

建設請負事業者は、市が実施した生活環境影響調査に基づき本施設の設計・施工業務を行う。

市は設計・施工業務が必要な性能を満たしていることを確認するため、監視を行う。建設請負事業者は定められた必要書類を整え、市の求めに応じ提出するとともに、その内容について説明等を行うこと。

建設請負事業者は、1-2-1-4 ユーティリティ条件に基づき、必要に応じて電線や給水管の延長等を行うこととする。また、破砕処理施設、資源化施設、環境啓発施設の各使用量が把握できるように管理用メーターを設置する。

本施設の設計・施工業務に係る詳細については、「3. 設計・施工業務に関する要件」及び「5. プラント設備等の整備に係る性能要件」を参照のこと。

本事業の設計・施工業務における設備工事は、主として次に示す 6 つの工事から構成されるものである。

(1) 破砕処理施設・資源化施設に共通する設備工事
① 計量設備工事
② プラットホーム工事
③ 機械設備工事
④ 電気設備工事
⑤ 計装設備工事

(2) 破砕処理施設に関する設備工事
① 受入供給設備工事
② 破砕設備工事
③ 搬送設備工事
④ 選別設備工事
⑤ 保管・搬出設備工事（資源収集用コンテナ及びネット洗浄設備工事を含む）
⑥ 集じん・脱臭設備工事

(3) 資源化施設に関する設備工事
① 受入供給設備工事
② 破袋・破砕設備工事
③ 搬送設備工事

④ 選別設備工事
⑤ 圧縮梱包設備工事
⑥ 再生設備工事
⑦ 保管・搬出設備工事
⑧ 集じん・脱臭設備工事

(4) 環境啓発施設に関する設備工事
① 家具再生工房設備工事
② 市民体験教室
③ 再生品展示設備工事
④ 環境教育設備工事

(5) 土木・建築・設備工事
① 土木工事
② 建築工事
③ 建築機械設備工事
④ 建築電気設備工事
⑤ 外構工事(植栽含む)
⑥ 仮設工事
⑦ 測量
⑧ 地質調査
⑨ 整地工事
⑩ 既設解体・撤去工事

(6) その他工事
① 予備品の納入（引渡し時、1 年分）
② 消耗品の納入（引渡し時、1 年分）
③ 試運転及び運転指導
④ 性能試験

また、建設請負事業者は市と協議の上、運営マニュアルを作成すること。運営マニュアルには処理対象物の受入から処理に渡って記載を行うこと。

1-1-5-3 本施設の運営に係る業務

運営事業者は、市と締結する運営委託契約に基づき、処理対象物を受け入れ、要求水準を満足する適正な処理を行う。

運営事業者は、運営に際しては、作業の安全性や労働環境の向上に配慮した運営を行う。

運営事業者は、破砕処理施設で処理された資源化物の売却及び有効利用に対し支援を行う。

運営事業者は、本施設の運営業務として運転業務、維持管理業務を行う。主な運営業務は以下のとおりとする。

詳細については、「6.運営に係る性能要件」を参照のこと。

(1) 計量・収納に関する業務

運営事業者は、搬入される処理対象物及び最終処分場へ搬入される埋立対象物の計量を行う。

直接持込による処理対象物等については、計量後、規定の手数料を収納する。

(2) 維持管理に関する業務

① 維持管理マニュアルの更新

運営事業者は、建設請負事業者により提出された本施設の運営マニュアルを踏まえ、本施設の保守点検・補修・更新に関する詳細を記載した維持管理補修計画及び実施報告書（写真含む）を市に提出し、その確認を受けること。

② 保守点検（法定点検・定期点検を含む）、補修及び設備更新、清掃（日々の運転業務に伴う清掃は除く）及び環境整備業務

運営事業者は、本施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、電気事業法等の関係法令に基づき定期的な機能検査を毎年 1 回以上行うこと。また、3 年に 1 回以上、本施設の機能状況、耐用の度合等について第三者機関による精密な検査を行うものとする。

③ 本施設の維持管理に伴い発生する廃棄物の適正処理にかかる業務

運営事業者は、本施設の維持管理に伴い発生する廃棄物については、運営事業者の費用負担により適正に処理するものとする。

④ 前各業務を実施するために必要な、各設備の各種の測定及び測定結果の記録並びに経常的な施設の保守管理業務

運営事業者は、本施設の維持管理に関する書類の作成等により、維持管理業務の報告を行うものとする。設備の点検整備等の記録として、点検記録等を作成し、電子データの形で事業期間中保管するものとする。印刷物については、点検記録については 3 年以上、整備・事故記録等については、事業期間中保管すること。電子データ及び印刷物は、毎年度終了時に市に提出すること。

(3) 破砕処理施設の運転に関する業務

① 破砕処理施設の運転マニュアルの更新

運営事業者は、建設請負事業者により提出された本施設の運営マニュアルを踏まえ、必要に応じて市と協議の上、適宜運転マニュアルを更新し、常に最新版を保管すること。また、更新の都度、変更後の最新版を市に提出すること。

② 破砕処理施設への処理対象物の受入れ、各設備・各機器の運転

運営事業者は、処理対象物の受入れを行い、搬入された処理対象物を適正処理するものとする。適正処理とは、本要求水準書に示された要件を遵守しながら、対象物の破砕選別等の処理を行い、ごみの減容化及び資源化物回収を行うことを意味する。

③ 破砕処理施設の運転に伴い発生する廃棄物の適正処理にかかる業務

運営事業者は、破砕処理施設の運転に関わって発生する廃棄物については、運営事業者の費用負担により適正に処理するものとする。

④ 前各業務を実施するために必要な､各設備の各種の測定及び測定結果の記録並びに経常的な施設の保守管理業務

運営事業者は、施設の運転に関する書類の作成等により、運営業務の報告を行うものとする。運転日誌は、電子データの形で事業期間中保管するものとする。印刷物については、運転日誌は 3 年以上、事業期間中保管すること。電子データ及び印刷物は、毎年度終了時に市に提出すること。

⑤ 不燃ごみ･大型ごみ及び大型可燃ごみから回収した資源化物の積み込み及び残渣の北部環境事業所への搬出に関する業務

運営事業者は、処理対象物の処理の段階で発生した破砕残渣を、北部環境事業所に搬出できる形態で一時貯留後、同事業所への搬入を行うこと。

また、適正処理した結果、生成された資源化物を貯留保管し、各品目別に市が契約する再生事業者等の車輌への積み込みを行うこと。なお、再生事業者や指定法人、市が指定する事業者への連絡は運営事業者にて行うこと。

⑥ 大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他の積み込みに関する業務

運営事業者は、大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他について、多目的ヤードで必要な分別を行った後、一時貯留し、市が指定する事業者の車輌への積み込みを行うこと。なお、再生事業者や指定法人、市が指定する事業者への連絡は運営事業者にて行うこと。

⑦ 資源収集用コンテナ及びネット洗浄設備の運営に関する業務

運営事業者は、資源収集用コンテナ及びネット洗浄設備を適切に運営し、洗浄した資源収集用コンテナ及びネットを適切な場所に保管すること。

(4) 市が行う監視への協力

市は運営業務が必要な性能を満たしていることを確認するため、監視を行う。運営事業者は定められた必要書類を整え、市の求めに応じ提出するとともに、その内容について説明等を行うこと。

(5)　施設見学者対応への協力

運営事業者は、市が実施する施設の見学希望者等への対応に必要な協力を行うこと。

(6)　住民対応

運営事業者は、運営期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を市と連携して行う。

1-1-5-4 事業終了時の引継業務

(1)　事業期間終了時の対応

市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用することを予定している。したがって、本施設の解体・撤去は本事業の範囲には含まない。

市は、事業期間終了の 3 年前から事業期間終了後の本施設の運営方法について検討し、運営事業者は市の検討に協力するものとする。また、運営事業者は、当該検討に資する資料の提供、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者（以下、「新たな運営事業者」という。）による業務の引継ぎを可能とするため、以下の業務等を行うものとする。

① 破砕処理施設の運転、維持管理に必要な次の書類等の整備及び提出
（図面、運転・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、安全作業手順書、調達方法及び財務諸表）
② 資源化施設・環境啓発施設の維持管理に必要な次の書類等の整備及び提出
（図面、補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び財務諸表）
③ 新たな運営事業者が行う本施設及び本施設の運転状況の視察への対応
④ 新たな運営事業者への引継ぎ業務
⑤ 維持管理補修計画の立案、市との協議等、必要な協力の実施
⑥ 引渡し性能試験に相当する機能検査
⑦ 新たな運営事業者への特定部品の供給（特定部品）

1-1-5-5 地域経済への貢献

民間事業者は、下請工事の発注、または資機材の購入等に当たり、市内業者の活用を基本とする。

1-1-6　市の業務範囲

発注者たる市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1-1-6-1 事前業務

(1)　事業用地の確保

市は、本事業を実施するための用地として、添付資料 1 に示す用地を確保する。

(2)　生活環境影響調査の実施

市は、本事業に係る生活環境影響調査を実施する。なお、民間事業者は、市が策定した「生活環境影響調査書」の内容を遵守するものとする。

(3)　施設の設置の届出等

市は、本事業を実施する上で必要となる設置届等の行政手続きを行う。

1-1-6-2 本施設の設計・施工に係る業務

(1)　許認可等の取得

市は、本施設の設計・施工に係る許認可取得（計画通知、その他関係法令に基づく届出等）等の行政手続きを行う。

(2)　交付金の申請等

市は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続き等の行政手続きを行う。

(3)　建設費の支払い

市は、本施設の設計・施工に要する費用を原則、当該年度の出来高に応じて建設請負事業者へ支払う。

(4)　設計・施工状況の監視

市は、本施設の設計・施工期間を通じ、本事業の設計・施工状況の監視を行うものとする。

(5)　住民対応

市は、本施設の設計・施工期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設請負事業者と連携して行う。

1-1-6-3 本施設の運営に係る業務

(1)　処理対象物の搬入指導

市は、市民等が持ち込む処理対象物を検証し、市民等への分別に関する指導等の啓発活動を行う。また、搬入許可申請等の受付・確認業務を行う。

(2)　手数料の管理

市は、運営事業者が収納した手数料の管理を行う。

(3)　資源化物等の引渡し手続きの締結

市は、資源化物及び大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他のごみについて、再生事業者等への引渡し・処分にかかる契約手続きを行う。

(4)　資源化施設、環境啓発施設の運転

市は、本事業を実施する運営事業者とは別の事業者への委託等により、資源化施設、環境啓発施設の運転を行う。

(5)　運営状況の監視

市は、本施設の運営期間を通じ、本事業の運営業務の状況の監視を行う。

(6)　施設見学者への対応

市又は市が指定した者は、本施設の見学を希望する者への対応を行う。

(7)　住民対応

市は、運営期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者と連携して行う。

(8)　業務委託費の支払い

市は、運営期間にわたって業務委託費を運営事業者に支払う。

1-2 事業用地の概要

1-2-1 事業実施用地の概要

1-2-1-1 地形・地質

事業用地については、添付資料１に示すとおりである。

1-2-1-2 都市計画制限等

事業用地の都市計画制限等は、次のとおりである。

(1) 用途地域 ： 工業専用地域
(2) 防火地区 ： 指定なし
(3) 建ぺい率 ： 60％以下
(4) 容 積 率 ： 200%以下
(5) 緑 化 率 ： 20%以上

「藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例」及び緑化指導基準に準拠

(6) 雨水貯留施設： 2,100t 以上

「藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例」及び担当部署との協議による貯留基準に準拠

1-2-1-3 事業用地の状況

(1) 場所

神奈川県藤沢市桐原町 23 番地 1 他

(2) 敷地面積

① 事業用地全体の敷地面積：約 22,090 ㎡（ただし、左記の面積の内 1,160 ㎡は都市計画道路用地）
② 本施設の整備対象敷地（以下、「本件敷地」という。）の面積：約 20,930 ㎡

(3) 用地利用条件

① 配置計画は、処理対象物の処理を効率的に行うことを重視して、適切な提案を行うものとするが、車輌出入口は東側道路からとする
② 事業用地における地質条件は、添付資料 3 を参照すること。
③ 都市計画道路用地は整備を行わないこと。

1-2-1-4 ユーティリティ条件

(1) 電気：北部環境事業所焼却施設の電気設備から高圧(6.6kV)にて引き込む。(添付資料 4)
(2) その他（水道、ガス、電話、下水）：提案規模に合わせ必要な箇所において接続すること。

1-3 事業の基本条件

1-3-1 処理対象物の基本条件

1-3-1-1 処理対象物

処理対象物は、次に示すとおりとする。

図表１ 処理対象物

区分		主な種類	搬入方法
①不燃ごみ・大型ごみ	不燃ごみ	革製品・靴、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品、小型家電、ガラス製品、包丁等の刃物、アルミホイル、金属類、電球、ホーロー製品	布団、ジュータン、マットレス、畳、タイヤ、ホイール、家電品類、プロパンガスボンベ、特定処理品目類は、不燃ごみ又は、大型ごみ搬入車輌に分けて積み込み搬入
	50cm以上でも不燃ごみ	傘、ほうき・モップ、ポリバケツ、ぬいぐるみ、三輪車、歩行器、つっぱり棒、カーテンレール、マット類、スコップ、座布団・枕、風呂ぶた、タイヤチェン、一輪車、すだれ・ござ（樹脂製）、空気入れ	
	大型ごみ（50 cm以上2m未満/1辺）	障子・ふすま、マットレス、衣装ケース、網戸、物干し竿、トタン板、布団、ジュータン	
	50cm/1辺以下でも大型ごみになるもの	電子レンジ、食器洗い機、ミシン、ワープロ、風呂釜、タイヤ・ホイール、LPガスボンベ、スキャナー、プリンター、カラオケ機器、ビデオ・DVDデッキ、石油ストーブ、掃除機、扇風機、FAX、アンプ、ステレオ、木材	
	特別大型ごみ	タンス、サイドボード、食器棚、書棚、ソファー、机、浴槽、門扉・門柱、流し台、オルガン、畳、スプリング入りマット、ベッド、物置	
	特定処理品目	蛍光灯、乾電池、水銀体温計、テープ類、ライター、ガスボンベ・スプレー缶	
②その他	その他	油、ペンキ、バッテリー、鉛、高圧ボンベ、砂入り缶	市民持込分
③紙類	新聞等・折込広告	新聞等・折込広告	
	本・雑誌	本・雑誌	
	雑がみ	雑がみ、シュレッダー紙	
	段ボール	段ボール	
	飲料用紙パック	飲料用紙パック	
④古布類		衣類、カーテン、シーツ、毛布、タオル等	
⑤カン・金属	カン	缶詰、飲料用、酒類、菓子類、スプレー缶、卓上ガスボンベ	
	金属類	ナベ、やかん、フライパン、フォーク、スプーン	
⑥ビン		化粧品のビンは乳白色以外のもの	
⑦ペットボトル		飲料用、しょうゆ、みりん、酢、ドレッシング等でノンオイルのもの	
⑧廃食用油		食用油（植物性油）のみ	
⑨ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装		ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装、ポリ袋・ラップ類、カップ類、チューブ類、緩衝材・発砲ｽﾁﾛｰﾙ、ﾄﾚｲ・ﾊﾟｯｸ類、ボトル類、ふた	

1-3-1-2 施設規模

処理対象物を処理する施設規模は、次のとおりとする。建設請負事業者は、当該施設規模を基にして本施設の設計・施工を行うこととする。

なお、施設規模に記載のない品目については、添付資料 6 のごみ搬入・処理実績を参照のこと。

図表 2　施設規模

施設区分	ごみ種			施設規模（t/日）	
	大分類		中分類	大分類	中分類
破砕処理施設	①	不燃ごみ・大型ごみ	不燃ごみ	65.0	43.9
			大型ごみ		21.1
			大型可燃ごみ	5.5	
			大型処理困難物	＊1	
			家電類	＊1	
			特定処理品目	＊1	
	②	その他		＊1	
資源化施設	③	紙類	新聞等・折込広告	3.5	0.9
			本・雑誌		1.7
			雑がみ		
			段ボール		0.9
			飲料用紙パック	＊2	
	④	古布類		1.0	
	⑤	カン・金属	カン	10.0	9.0
			金属		1.0
	⑥	ビン	生きビン	15.5	1.4
			カレット		14.1
	⑦	ペットボトル		7.0	
	⑧	廃食用油		＊3	
	⑨	プラスチック製容器包装		24.5	
	合計			132.0	

＊ 1 多目的ヤードを整備（350㎡程度）
＊ 2 紙類ストックヤードで対応算入しない。
＊ 3 貯留設備を整備

1-3-1-3 月変動係数

処理対象物の種類別の月変動係数は、図表 3 に示すとおりである。民間事業者は、本施設の処理対象物の受入に対して、図表 3 の月変動係数を前提として、本施設の整備、運営を計画するものとする。

図表 3　月変動係数

ごみ種			月変動係数
大分類		中分類	
①	不燃ごみ・大型ごみ	不燃ごみ	1.17
		大型ごみ	
		大型可燃ごみ	1.17
		大型処理困難物	―
		家電類	―
		特定処理品目	―
②	その他		―
③	紙類	新聞等・折込広告	1.27
		本・雑誌	
		雑がみ	
		段ボール	
		飲料用紙パック	1.17
④	古布類		1.47
⑤	カン・金属	カン	1.16
		金属	
⑥	ビン	生きビン	1.19
		カレット	
⑦	ペットボトル		1.31
⑧	廃食用油		―
⑨	プラスチック製容器包装		1.14

1-3-1-4 計画性状

(1)　ごみの単位容積重量・組成

処理対象物のごみの単位容積重量・組成は、図表 4、図表 5 に示すとおりである。民間事業者は、図表 4、図表 5 のごみの単位容積重量・組成を基に本施設の整備、運営を計画するものとする。

図表 4　ごみの単位容積比重

ごみ種			単位容積重量
大分類		中分類	(t/m³)
①	不燃ごみ・大型ごみ	不燃ごみ	0.15
		大型ごみ	0.14
		大型可燃ごみ	0.13
		大型処理困難物	—
		家電類	—
		特定処理品目	—
②	その他		—
③	紙類	新聞等・折込広告	0.379
		本・雑誌	
		雑がみ	
		段ボール	
		飲料用紙パック	
④	古布類		0.092
⑤	カン・金属	カン	0.033
		金属	0.10
⑥	ビン（コンテナ入り）	生きビン	0.15
		カレット	
⑦	ペットボトル		0.03
⑧	廃食用油		—
⑨	プラスチック製容器包装		0.04

図表 5　ごみの組成

ごみ種		重量組成（%）		
大分類	中分類	鉄類	アルミ類	破砕残渣
不燃ごみ・大型ごみ	不燃ごみ	13.0	1.0	86.0
	大型ごみ			

1-3-1-5 選別物の種類

各ごみ種から選別して回収する選別物の種類は、添付資料 5 のとおりである。

1-3-2　施設の基本条件

1-3-2-1 施設の概要

不燃ごみ、大型ごみ、資源物について破砕選別等の処理を行うリサイクル施設を設け、資源化物の回収を行う。

施設見学及び体感・体験学習の機会提供など、ごみの減量・資源化に効果的な環境学習の拠点機能を備え、省エネルギー啓発施設としての側面を併せ持つ、総合的な資源循環施設とする。

1-3-2-2 施設規模

本施設は、1-3-1-2施設規模に示した処理能力を有すること。

施設規模は、132.0t/日とする。

1-3-2-3 稼働日数

本施設の規模の算定の為の稼動時間は、週 5 日、日当り 5 時間とする。

破砕処理施設の運用上の稼働時間は提案による。

1-3-2-4 施設の機能

各施設の機能を以下に示す。

(1)　破砕処理施設

添付資料 7 に示すフロー図に従い、資源化率に重点をおきつつ、効率的に処理を行う。なお、資源化物の純度と回収率は、添付資料 8 を参照すること。

(2)　資源化施設

添付資料 7 に示すフロー図に従い、資源化率に重点をおきつつ、効率的に処理を行う。なお、資源化物の純度と回収率は、添付資料 8 を参照すること。

(3)　環境啓発施設

市民に対する啓発活動や環境活動における市民リーダーの育成に資することを目的とし、省エネルギーに配慮した設備内容とする。

家具再生工房では、再生品として直接搬入された家具類（ベビーベット、机、椅子、タンス類、書庫類等）を対象として清掃、修理、加工等を行う。再生品は展示・販売する。

市民体験教室では、紙すき工房、ガラス工房、石けん工房において体験型のリサイクル活動を行う。

環境学習を目的として、学習コーナー、情報コーナー、教室を設置する。また、風力発電、太陽光発電、太陽熱利用システム、太陽光集光システム、屋上・壁面緑化、雨水利用、ハイブリッド街路灯、LED 照明等の導入効果を市民に体感してもらい、普及啓発を行う。

2. 関係法令等

本事業に関しては、下記の関係法令、規則、規格、基準等（最新版に準拠）を遵守すること。但し、下記の関係法令、規則、規格、基準等の定める事項が本要求水準書に定められている場合は、本要求水準書を優先する。

2-1 廃棄物処理全般

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(2) ごみ処理施設性能指針
(3) ごみ処理施設整備の計画・設計要領（社団法人　全国都市清掃会議）
(4) 廃棄物処理施設整備実務必携（社団法人　全国都市清掃会議）
(5) その他関係法令、規則、規格、基準等

2-2 公害・環境関係

(1) 環境基本法
(2) 大気汚染防止法
(3) 水質汚濁防止法
(4) 下水道法
(5) ダイオキシン類対策特別措置法
(6) 騒音規制法
(7) 振動規制法
(8) 悪臭防止法
(9) 土壌汚染対策法
(10) 神奈川県環境基本条例
(11) 神奈川県地球温暖化対策推進条例
(12) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
(13) 神奈川県環境保全条例（神奈川県）
(14) 神奈川県環境保全基本条例
(15) 藤沢市環境基本条例
(16) 藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例
(17) 藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例
(18) その他関係法令、規則、基準等

2-3 機械・電気関係

(1) 電気事業法
(2) 電気用品安全法
(3) 電気工事士法
(4) 電気通信事業法
(5) 有線電気通信法
(6) 公衆電気通信法
(7) 高圧ガス保安法
(8) 計量法
(9) 電気関係報告規則
(10) 日本工業規格 (JIS)
(11) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
(12) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
(13) 日本電線工業会規格 (JCS)
(14) 電気設備学会標準規格
(15) 電気設備技術基準・内線規定
(16) 電気設備に関する技術基準を定める省令
(17) 工場電気設備防爆指針
(18) 日本照明器具工業会規格
(19) 高調波抑制対策ガイドライン
(20) 分散型電源系統連系技術指針（系統連系技術要件ガイドライン）
(21) クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
(22) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(23) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(24) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
(25) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(26) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(27) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
(28) 建築設備耐震設計・施工指針
(29) 建築設備計画基準
(30) 建築設備設計基準・同要領
(31) その他関係法令、規制、規格、基準等

2-4　土木建築関係

(1)　道路法
(2)　消防法
(3)　都市計画法
(4)　水道法
(5)　浄化槽法
(6)　ガス事業法
(7)　電波法
(8)　河川法
(9)　海岸法
(10) 港湾法
(11) 建築基準法
(12) 建築士法
(13) 自動火災報知設備工事基準書（総務省消防庁監修）
(14) 建築設計基準
(15) 建築構造設計基準
(16) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課監修）
(17) 官庁施設の基本的性能基準
(18) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(19) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
(20) 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(21) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(22) 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(23) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(24) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(25) 擁壁設計標準図
(26) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
(27) 藤沢市建築基準法施行細則
(28) 藤沢市都市景観条例
(29) 藤沢市下水道条例
(30) 藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例
(31) その他関係法令、規則、規格、基準、要綱、要領、指針等

2-5 その他

(1) 労働基準法
(2) 労働安全衛生法
(3) 労働安全衛生規則
(4) 労働者災害補償保険法
(5) 作業環境測定法
(6) 建設業法
(7) 道路交通法
(8) 道路運送法
(9) 道路運送車両法
(10) 工業用水法
(11) 危険物取締法
(12) 製造物責任法（PL 法）
(13) 新バリアフリー法
(14) 神奈川県福祉のまちづくり条例
(15) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
(16) 機械の包括的な安全基準に関する指針
(17) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
(18) 資源の有効な利用の促進に関する法律
(19) その他関係法令、規則、規格、基準、要綱、要領、指針等

3. 設計・施工業務に関する要件

3-1 設計に関する要件

3-1-1 実施設計

建設請負事業者は、事業スケジュールに遅滞が発生することがないよう、契約後速やかに実施設計に着手するものとする。なお、実施設計は、本要求水準書及び公募時に作成した技術提案書等（以下「技術提案書等」という。）に基づき、行うものとする。

また、建設請負事業者は、実施設計図書について市の確認を受けた後、本施設の施工を開始するものとする。

なお、市による確認は、性能未達に至った場合に建設請負事業者が免責されるものではない。

3-1-1-1 設計の手順

(1) 建設請負事業者は、実施設計図書として市に提出する全ての図書の一覧（以下、「実施設計図書リスト」という。）を 3 部作成し、市の確認を受けること。

(2) 建設請負事業者は、実施設計図書リストが確認された後、実施設計を開始するものとする。実施設計の完了後、実施設計図書を市に 3 部提出すること。市は、実施設計図書リストに記載のない図書であっても、実施設計図書として提出することを求めることができ、建設請負事業者は合理的な理由なしに提出を拒むことができないものとする。また、市による実施設計図書の確認は、段階的に行うことも可能とする。さらに、市は、提出された実施設計図書について、それが本施設の要件を満たさないこと、技術提案書等に反していること、又は本施設の設計及び建設工事の適正な実務慣行に従っていない場合は、これを理由として、修正の要求を行うことができる。

(3) 市による上記図書の確認は、建設請負事業者の責任を何ら軽減若しくは免除させるものではない。

(4) 市は、既に確認した書類についても、工事工程に変更を及ぼさない限りで、その変更を申し出ることができるものとする。

(5) 市より修正の要求があった場合、建設請負事業者はかかる書類を改訂して再提出すること。

(6) 建設請負事業者は、自ら設計した内容を対象として、「機械の包括的な安全基準に関する指針について」等に基づくリスクアセスメントを行い、安全に関する解析結果を市に報告すること。

(7) 上記各号の確認手続を経た実施設計図書は、2 部を市が保管し、1 部は建設請負事業者に返還され、現場事務所等に備え置くものとする。

3-1-1-2 各工事積算内訳書の作成

建設請負事業者は、循環型社会形成推進交付金等の手続きのために必要となる工事積算

内訳書を作成し、市に提出すること。なお、書式等については、「2.関係法令等」による他、市と協議して定める。

3-1-1-3 実施設計のかし

建設請負事業者は、本施設の実施設計を行い、かかる設計のかしについてすべての責任を負うこととし、実施設計図書について、市がこれらを確認したことをもって建設請負事業者の設計のかしにかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。ただし、市の提供したデータ及び情報等が明らかに誤りである場合、又は市の具体的指図に基づく設計の部分については、この限りでない。

3-1-1-4 全体計画に関する要件

(1) 所要各室は、その用途に応じて通常必要と考えられる規模と設備等を有すること。
(2) 関係法令に準拠して、安全・衛生設備を完備するとともに、作業環境を良好な状態に保つよう、空調、換気、防水、排水、騒音・振動防止及び粉じんの飛散・流入防止に配慮し、必要な照度及び適切なスペースを確保すること。また、部屋の用途により、換気バランスを考慮すること。
(3) 工場棟は一般の建築物と異なり、熱、臭気、振動、騒音及び特殊な形態の大空間形成等の問題を内蔵する可能性があるため、これを機能的かつ経済的なものとするために、各設備の配置、構造等の計画に当たっては、深い連携を保ち、相互の専門的知識を融和させ、総合的に見てバランスのとれた計画とすること。
(4) 風力発電、太陽光発電、太陽熱利用システム、太陽光集光システム、屋上・壁面緑化、雨水利用設備、ハイブリッド街路灯、LED 照明等を採用すること。
(5) 建築基準法、消防法等の関係法令を遵守し、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧、水圧、地震、その他の破砕処理施設・資源化施設・環境啓発施設の稼動中に予測される振動及び衝撃に対し、安全を確保すること。
(6) 建物については周辺環境と均衡のとれた、極力、工場的イメージを排した外観及び意匠となるよう、また風向等の自然条件にも配慮するとともに、施設の機能性、経済性及び合理性を重要視した建物とすること。

3-1-1-5 社会性に関する要件

(1) 周辺環境との調和に配慮した計画とする。
(2) 周辺景観、環境に調和した建物ボリューム、外観及び色彩を計画する。
(3) 近隣地域への日照に配慮した計画とする。
(4) 近隣地域への騒音・振動・臭気・粉塵の影響を防止するよう考慮する。

3-1-1-6 環境保全性に関する要件

(1) 合理的・経済的に更新できる設備・機材を選定する。
(2) 使用材料、工法選択その他の面で、環境配慮を旨とし、再生品の採用を積極的に行う。
(3) 使用する機器については省エネ機器を採用すること。

(4)　省エネルギー、省資源に配慮した設備システムとする。
(5)　建物の熱負荷を余生した設計とする。
(6)　エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）で定める特定建築物への該当の有無に関わらず、特定建築物の基準を満たす設計とする。
(7)　自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減を図る計画とする。
(8)　節水型器具を積極的に導入する。
(9)　防音・防振対策、臭気対策を施し、周辺環境に配慮した計画とする。
(10) 総合的なライフサイクル環境負荷削減に努める。

3-1-1-7 安全性に関する要件

(1)　構造体、建築非構造部材、建築設備の耐震安全性を確保する。
(2)　対火災については、「官庁施設の基本的性能要件」と同等以上の水準を確保する。
(3)　災害時に非難する際の安全性を確保する。
(4)　耐浸水、耐風・耐雪、耐落雷については、「官庁施設の基本的性能要件」に準拠して必要な性能を確保する。

3-1-1-8 機能性に関する要件

(1)　施設内の室の配置が作業上、効率的なものとすること。特に補修時を想定したスペースや安全性の確保を図ること。
(2)　運転員等が運転を行うにあたり、利用しやすい構造であること。
(3)　スムーズな移動が行えるように、アプローチ、人の動線、車輌の動線、サイン（外部、内部）等を考慮したデザインとする。
(4)　施設の各部の操作は、安全かつ容易に行えることとする。
(5)　プラント機器及び建築設備の操作各部には、誤動作を防ぐような措置を行う。
(6)　施設内のバリアフリーについては、神奈川県福祉の街づくり条例の整備基準を満たす計画とし適合証の交付をうけることとする。
(7)　見学者通路について、見学者がプラントの主要機器を快適で安全に見学できるよう配慮する。
(8)　事務エリアにおいては、執務形態の変更や部分的な室用途の変更等に対応できるよう、フレキシビリティのある計画とする。
(9)　施設内は工場施設、環境啓発施設とも全て下足歩行を基本とする。

3-1-1-9 施設配置計画に関する要件

(1)　本事業全体を見据え、本施設の配置については、日常の車輌や職員の動線、緊急時の迅速な対応等を考慮して合理的に配置するとともに、定期点検などの際に必要なスペースや機器の搬入手段にも配慮すること。
(2)　用地の南側に予定されている都市計画道路を考慮した施設配置とする。

3-1-1-10 動線計画に関する要件

(1) 動線計画

① 構内への車輌出入口は、敷地東側道路からとする。

② 構内動線の交差は極力避けること。また、構内道路内に待避スペースを設けること。

③ 計量機手前には、全長 5m 程の搬出入車が 10 台以上待機できるだけの十分なスペースを確保すること。

④ 構内道路は適正に設け、メンテナンス時等に原則として支障のないアプローチを確保すること。

⑤ 環境啓発施設来客車等の一般車動線は、搬出入車動線と分離すること。

⑥ 市民の資源物持込みの動線は、原則として搬出入車動線と分離すること。

⑦ 以下の計量手順を考慮した動線計画を策定すること。

⑧ 工事期間中の動線計画についても同様に策定すること。

(2) 計量手順

① 市民が持ち込む資源物は、搬入時に計量を行わず、出荷時に計量を行うこと。

② 大型処理困難物は、大型ごみと混載されて搬入される。混載物については、大型処理困難物を荷下ろしした後、大型ごみのみを計量する。大型処理困難物については、搬入時に計量を行わず、出荷時に計量を行うこと。

③ 特定処理品目は、不燃ごみと混載されて搬入される。混載物については、特定処理品目を荷下ろしした後、不燃ごみのみを計量する。特定処理品目については、搬入時に計量を行わず、出荷時に計量を行うこと。

④ 資源物は、混載されて搬入される場合もある。計量は搬入時に品目毎に計量するため、混載の場合は、複数回の計量を行う。また、出荷時の計量を行うこと。

⑤ 埋立対象物は計量後、最終処分場へ搬入させる。また、家庭系からのコンクリートブロック等少量の埋立対象物は計量後、一時保管すること。

3-1-1-11 プラントの機能に関する要件

(1) 破砕処理施設の機能

① 不燃ごみ・大型ごみ

不燃ごみ・大型ごみは、破砕した後、鉄及びアルミの回収を行う。その後、破砕残渣物はコンパクターによって圧縮し、北部環境事業所に搬出する。

② 大型可燃ごみ

大型可燃ごみ（布団、ジュータン、マットレス、畳）は、破砕した後、鉄の回収を行う。その後、破砕残渣物はコンパクターによって圧縮し、北部環境事業所に搬出する。

③ 大型処理困難物

大型鉄くずは多目的ヤードで手選別後、大型鉄くずコンテナに一時保管し、再生事業者等に引き渡す。

廃タイヤは多目的ヤードでホイール付きとホイール無しに分けて一時保管し、再生事

業者等に引き渡す。
プロパンボンベは多目的ヤードに一時保管し、再生事業者等に引き渡す。

④ 家電類

不法投棄の家電 4 品目及び廃パソコン類は、多目的ヤードに一時保管し、指定のリサイクルルートに搬出する。
その他廃家電約 40 種類は多目的ヤードでコードを切断し、家電の種類に応じて専用カーゴテーナに収納して一時保管する。出荷時は各コンテナを混載の上、再生事業者等に引き渡す。

⑤ 特定処理品目

卓上ガスボンベ等スプレー缶及び使い捨てライターは、多目的ヤードでスプレー缶処理装置により処理し、破砕処理施設に搬出する。
蛍光管は多目的ヤードで蛍光管破砕機により破砕した後、破砕蛍光管ドラム缶に収納して一時保管し、再生事業者等に引き渡す。
乾電池は多目的ヤードで乾電池用ドラム缶に収納し、二次電池は二次電池コンテナに収納して一時保管し、再生事業者等に引き渡す。
水銀体温計は水銀体温計コンテナに収納して多目的ヤードに一時保管し、再生事業者等に引き渡す。
テープ類は、多目的ヤードでテープ類コンテナに収納して一時保管し、北部環境事業所に搬出する。

⑥ その他

廃油・廃ペンキは、廃油・廃ペンキドラム缶に収納して多目的ヤードに一時保管し、再生事業者等に引き渡す。
廃バッテリーは、廃バッテリーコンテナに収納して多目的ヤードに一時保管し、再生事業者等に引き渡す。
鉛は、鉛コンテナに収納して多目的ヤードに一時保管し、再生事業者等に引き渡す。
高圧ボンベは、多目的ヤードに一時保管し、再生事業者等に引き渡す。
砂入り空き缶は、多目的ヤードに一時保管し、再生事業者等に引き渡す。

⑦ 適正処理困難物

適正処理困難物は、多目的ヤードに一時保管し、市が適正に処理する。

⑧ 資源収集用コンテナ及びネット

収集用コンテナとネットは、洗浄設備により洗浄し、一時保管する。

(2) 資源化施設の機能

① 紙類

紙類は、ストックヤードで新聞等・折込広告、本・雑誌、雑がみ類、ダンボール、飲料用紙パックに分類して保管し、再生事業者等に引き渡す。

② 古布類

古布類は、ストックヤードに保管し、再生事業者等に引き渡す。

③ カン・金属類

ガス入り及び穴の開いていない卓上ガスボンベ等スプレー缶、缶類、金属類（鍋、やかん等）、異物を手分別した後、缶類は、機械分別でアルミ缶、スチール缶に分け、圧縮梱包機で処理し、再生事業者等に引き渡す。取り除いた異物は破砕処理施設に搬出する。カン類以外の金属類は金属コンテナに一時保管し、再生事業者等に引き渡す。ガス入り及び穴の開いていない卓上ガスボンベ等スプレー缶は、特定処理品目ラインに搬出する。

④ ビン

各種生きビンは、品目毎に選別する。約 33 種程度の生きビンコンテナに収納して保管施設に一時保管する。それ以外のビンは異物を取り除き、４種（白ガラス、茶ガラス、緑ガラス、その他）に選別し、破砕した後、色毎に分類したバンカーに一時保管する。生きビン及びカレットは、用途に応じてメーカー、問屋、指定法人に引き渡す。取り除いた異物は破砕処理施設に搬出する。

⑤ ペットボトル

ペットボトルは、手選別によりキャップ、ラベル、異物を取り除く。その後、ペットボトルのみを圧縮梱包機で圧縮梱包し、保管施設に一時保管した後、再生事業者等に引き渡す。キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装ラインへ搬出し、取り除いた異物は破砕処理施設に搬出する。

⑥ 廃食用油

廃食用油は、専用コンテナに収納して回収されたペットボトルから、油抜き取り装置によって油を食用油貯留槽に詰め替える。食用油は、再生事業者等に引き渡す。ペットボトルは、破砕処理施設に搬出する。

⑦ プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、破袋機により破袋した後、手選別により異物を取り除く。その後、プラスチック製容器包装のみを圧縮梱包機で処理し、指定法人等に引き渡す。取り除いた異物は破砕処理施設に搬出する。

3-1-1-12 土木・建築・設備計画に関する要件

(1) 平面計画

① 工場エリア（破砕処理施設・資源化施設）と管理・プラザエリア（環境啓発施設）の明確な区分を行う。工場エリアと管理・プラザエリアの合築も可とする。

② 工場エリアと管理・プラザエリアを別棟とする場合は、2 棟を連絡通路等でつなぎ、見学者がプラントの主要機器を快適で安全に見学できるよう配慮する。

③ 機種、機能、目的の類似した機器は、できるだけ集約配置する等の工夫を行い、点検整備作業の効率化、緊急時の迅速な対処ができるように計画すること。

④ 工場エリアは、各種プラント設備で構成され、破砕機を中心にその他の機器を収容する各室は流れに沿って設ける。これに付随して中央操作室や職員のための諸室（休憩室、湯沸し室、便所等）その他を有効に配置する。また、これらの諸室は、平面だけでなく配管、配線、ダクト類の占めるスペースや機器の保守点検に必要な空間を含め、立体的なとらえ方でその配置を決定する。

⑤ 破砕処理施設の諸元は事業者の提案により、その他の施設の原案は以下のとおりとする。

図表 6　資源化施設諸元

室　名			主 要 内 容	室 数	面 積 ㎡以上/室
資源化施設	事務室		［ 5 ］名程度 OA フロア	1	［ ］
	玄関※			1	［ ］
	更衣室	男子	［ 27 ］名程度	1	［ ］
		女子	［ 22 ］名程度	1	［ ］
	トイレ	男子	各階（動線に配慮）	［ ］	［ ］
		女子	各階（動線に配慮）	［ ］	［ ］
	湯沸室			1	［ ］
	洗濯乾燥室		浴室･ｼｬﾜｰ室に隣接して儲け、洗濯機 2 台を設置できる広さとする。	1	［ ］
	休憩室		［　　］名程度	1	［ ］
	浴 室 ・ ｼｬﾜｰ室	男子	脱衣室含む	1	［ ］
		女子	脱衣室含む	1	［ ］
	職員控室	男子	［ 27 ］名程度	1	［ ］
		女子	［ 22 ］名程度	1	［ ］
	倉庫			［ ］	［ ］

※破砕処理施設と共用可

図表 7　環境啓発施設諸元

室　名			性 能 要 件	室 数	面 積 ㎡以上/室
環境啓発施設	管理事務室		玄関ホールに面して窓口を設け、来客者への対応が適切に行える機能を整備する。 パソコン等の OA 機器の配置変更に対応できるような床仕上げとする。	1	50
	更衣室		男子用・女子用を設ける。	2	15
	会議室	大	放送設備、電動暗幕、視聴覚機能を兼ね備えた空間とし電動スクリーンを設置する。 可動間仕切壁（扉付）を設置する。	1	190
		中	大会議室に隣接して設ける。 手動スクリーンを設置する。	1	90
		小	大会議室に隣接して設ける。 手動スクリーンを設置する。	1	40

環境啓発施設	玄関ホール		掲示板を設ける。	1	150
	玄　関	一般用	傘たてを設ける。 風除室を設ける。 外部には屋根、庇等を設ける。	1	[　]
		職員用	合羽掛け、長靴置場を設ける。 外部には屋根、庇等を設ける。	1	[　]
	トイレ		男子用・女子用・みんなのトイレを各階に設置する。神奈川県福祉の街づくり条例の整備基準(整備することが望ましい項目を含む）を満たす計画とする。	[　]	[　]
	湯沸室		管理事務室付近に設け、流し台（瞬間湯沸かし器、ガスコンロ付)、冷蔵庫置き場を整備する。	1	[　]
	家具再生工房		再利用が可能な家具類の修理を行う。	1	100
	家具用倉庫		再生前の家具を収納するための倉庫	1	100
	再生家具展示室		家具再生工房付近に配置し、再生家具の展示・販売等を行う。	1	200
	市民体験教室		紙すき工房､ガラス工房､石けん工房の機能を整備する。	1	100
	環境学習コーナー		書棚を整備する。 パソコン等の OA 機器の配置変更に対応できるような床仕上げとする。	1	50
	環境啓発システム展示室		見学者への施設説明に必要な環境学習設備を設ける。 工場施設の機械配置がわかる断面模型(アクリルケース入り）を設置する。 壁面に藤沢市のごみ処理フロー及びごみのゆくえが分かる説明用パネルを設置する。 工場施設の各主要機器の可動型断面模型(アクリルケース入り）を設置する。 環境啓発機能の導入効果について視覚による体感が可能な設備を整備する。 見学者説明用 DVD（大人用・子供用）を整備する。 見学者用パンフレット（大人用・子供用）を整備する。 見学者の人数については 160 人/回、7,000 人/年を想定する。	1	200 ～300
	工房スタッフ控室		ミニキッチンを整備する。	2	30
	倉庫		本施設の機能、用途に応じた倉庫を各階に設置する。	[　]	[　]
	昇降機		神奈川県福祉の街づくり条例の整備基準を満たす計画とする。 家具再生工房、再生品展示室、倉庫を 2 階以上に設置する場合は、家具等を運搬できる仕様とする。	[　]	[　]

(2)　仕上げ計画

1）外部仕上げ

① 周辺環境と調和した仕上げ計画とする。違和感のない、清潔感のあるものとし、施設全体の統一性を図る。

② 耐久性、維持管理に配慮した仕上げ材を採用するほか、光触媒を利用するなど、経年劣化への対応に配慮すること。

③ 開口部は、鳥類、鼠類及び昆虫類の進入を防ぐ構造とする。

2）内部仕上げ

① 内部仕上げについては、各室の機能、用途に応じて計画し、安全性、耐久性、維持管理に配慮する。

② 各室の機能、用途に応じた什器備品を整備するとともに、室内空間との調和を形成するよう努めること。

③ 外部に面する建具は、耐風圧性、機密性、水密性を考慮し、環境啓発施設については、アルミ製を基本とする。

④ ガラス部分は、十分な強度を有し、衝突防止及び飛散防止に配慮する。環境啓発施設及び見学通路は内部外部とも強化ガラスを基本とする。

(3)　構造計画

① 建築物の基礎については、良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることのない基礎形式及び工法とする。

② 構造耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準」のⅡ類とする。

③ 建築非構造部材耐震安全性能の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準」のＡ類とする。

④ 添付資料 3 を参照のうえ、必要に応じて地質調査を行うこと。

(4)　外構計画

① 外構計画にあたっては、敷地の地形、地質、周辺環境との調和を考慮した合理的な計画とし、耐久性、美観にも配慮する。

② 既存フェンス、門扉、舗装等は全て撤去とし、新規に整備する。

③ 緑地については、既存の保全に努め、敷地面積の 20%以上の緑化を施す。

④ 敷地内には、収集車用（6ｔ車：5 台、4ｔ車：47 台）、公用車（軽自動車：3 台）、来客用（乗用車：10 台、大型バス：2 台）の駐車場を確保する。なお、駐車場内に電気自動車用の急速充電器を 2 基以上設置すること。

⑤ 敷地内には駐輪場 30 台（屋根付き）を確保する。

⑥ 駐車場については、収集車用と来客用の明確な区分を行う。

⑦ 構内道路については、車輌通行による沈下、不陸等を生じない構造とする。

⑧ 出入り口には、門扉等（レール等を含む）を設置する。

⑨ 主要な出入り口には銘板を設置する。

⑩ 門扉、フェンス等は耐久性、美観に配慮したものとする。
⑪ 車輌の通行及び歩行者の安全確保のため、必要な路面表示及び標識を設け、必要に応じ歩道を設置する。
⑫ 構内雨水排水については、流出抑制を図った計画とする。

3-2 施工に関する要件

3-2-1 一般事項

3-2-1-1 官公署その他への届出手続等

(1) 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

(3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

3-2-1-2 工事実績情報の登録

(1) 建設請負事業者は、工事実績情報サービス（CORINS）入力サービスに基づき、「工事実績データ」を作成し監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報センター(JACIC)に登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書（工事実績）」を監督員に提出しなければならない。

(2) 同センターへの提出期限は次のとおりとする。

① 受注時登録データは、契約締結の日から 10 日以内とする。

② 竣工時登録データは、工事完成の日から 10 日以内とする。

③ 途中変更登録（施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合）データは、変更があった日から 10 日以内とする。

3-2-1-3 保険への加入

建設請負事業者は、本施設の建設に際しては、適切な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、市の確認を得るものとする。

3-2-1-4 書類の書式等

(1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、別に定めがある場合を除き、監督員の指示による。

(2) 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に従ってこれを行うとともに、作成したものを監督員に提出する。

3-2-1-5 工事の一時中止に係る事項

次の(1)から(3)のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要になった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。

(1)　埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合。
(2)　工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
(3)　第三者又は工事関係者の安全を確保する場合

3-2-1-6 責任設計・施工

(1)　現場工事については、仮設工事を含む本施設の建設のために必要な一連の工事は、原則として 1-2 に示す事業用地内で行うこと。
(2)　本施設の処理能力及び性能は、すべて建設請負事業者の責任設計・施工により確保すること。建設請負事業者は、本要求水準書等に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工するものとする。

3-2-1-7 実施工程表

(1)　工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。
(2)　契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の承諾を受ける。
(3)　(2)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
(4)　監督員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督員に提出する。
(5)　概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

3-2-1-8 施工計画書

(1)　工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。
(2)　品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
(3)　(2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。
(4)　施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

3-2-1-9 施工図等

(1)　施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
(2)　施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

3-2-1-10 工事の記録

(1)　監督員の指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備する。

(2)　工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。

(3)　工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。

(4)　次の①から③のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。

① 工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合

② 一工程の施工を完了した場合

③ 施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督員の指示を受けた場合

(5)　(1)から(4)の記録について、監督員より請求されたときは、提出又は提示する。

3-2-1-11 材料及び機器

(1)　使用材料及び機器は、事前に使用材料承諾願を提出し、監督員の確認を受けること。

(2)　使用材料及び機器は、仮設を除いてそれぞれの用途に適合する JIS 規格品とする。また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。なお、市が必要と判断した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

(3)　使用する建材は、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物等の発散量の少ないものとする。なお、施工完了後、厚生労働省の指針に基づき、揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、判定基準以下であることを確認し、報告書を提出すること。

(4)　使用する建材は、石綿を原材料としていないものを採用すること。なお、施工に際しては、「石綿を原材料としていない証明書」等の提出をして監督員の確認を得ること。

3-2-1-12 完成時の提出図書

(1)　工事完成時の提出図書は次により、サイズ、製本状態、提出部数については監督員との協議による。

① 竣工図

② 竣工原図

③ 竣工写真

④ 施工図

⑤ 施工計画書

⑥ 実施工程表

⑦ 運営マニュアル及び同マニュアル概要版

⑧ 付属品及び予備品納入書

⑨ 試運転報告書

⑩ 引渡性能試験報告書

⑪ 単体機器試験成績書

⑫ ミルシート

⑬ 出荷証明書、伝票
⑭ 工事日報
⑮ 工事写真
⑯ その他各種届出書及び許可書
⑰ その他市が指示するもの

(2) (1)の図書に目録を添付し、監督員に提出する。

(3) 完成図書の要件
完成図書は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとする。

(4) 完成図書（施工図及び施工計画書を除く。）の様式等は、次による。
① 竣工原図はＣＡＤで作成し、トレーシングペーパーに出力するものとする。
なお、寸法、縮尺等は、設計図書に準ずる。
② 竣工図についてはＣＡＤデータを提出する。
施工図は、監督員の承諾を受けたもの及びその原図を提出する。ただし、原図が提出できない場合は、原図に代わる図としてよい。
③ 施工計画書は、監督員の承諾を受けたものを提出する。

(5) 建設請負事業者は、本事業に係る電子データ成果品を電子媒体（CD 等）により提出する場合は、電子媒体提出前にウィルスチェックを行うこと。
① ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
② 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。
③ 電子媒体の表面または別紙電子媒体納品書に、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

3-2-2　工事現場管理

3-2-2-1 施工管理

(1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。

(2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督員の指示を受けた内容を周知徹底する。

3-2-2-2 施工時間

(1) 作業日は、原則として日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とすること。

(2) 作業時間は、原則として 8 時から 17 時までとすること。なお、この場合、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業又は騒音・振動を発する恐れの少ない作業であり、かつ関係法令に違反しない作業についてはこの限りではない。ただし、事前に市へ作業日・作業時間を報告すること。

また、状況によって市の指示により、工期に影響のない範囲内で作業日時を変更する場合がある。

3-2-2-3 品質管理

(1) 品質計画に基づき、適切な時期に、指導、確認、試験等必要な管理を行う。
(2) 必要に応じて、監督員の検査を受ける。
(3) 試験又は検査の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

3-2-2-4 工程会議

工事期間中、建設請負事業者は市立会いのもとに、原則として毎週 1 回、工事工程、施工計画等について協議検討するための工程会議を開催し、工事を円滑に推進していくものとする。

3-2-2-5 施工中の安全確保

(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成 5 年 1 月 12 日付け　建設省経建発第 1 号）に従うとともに、建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付け　建設省営監発第 13 号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
(2) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
(3) 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来さないような施工方法等を定める。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。
(4) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消化設備、防炎シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。
(5) 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に報告する。
① 域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。
② 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。

3-2-2-6 発生材の処理等

(1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき、同法を遵守して施工すること。
(2) 「建設副産物実態調査（ｾﾝｻｽ）調査要領」及び「建設リサイクルデータ統合システム」に基づき、施工計画時に再生資源利用【促進】計画書を、工事完成時に再生資源利用【促進】実施書及び同提出用電子データを監督員に提出しなければならない。
(3) 本工事による産業廃棄物の搬出に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によ

り義務づけられた産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、または電子マニフェストシステムより印刷した受渡確認票の他、産業廃棄物処理フロー図、廃棄物処理委託契約書写し、許認可証等写し（収集運搬業、処分業）、最終処分先一覧（処分が中間処理業の場合）、搬出車輌積載写真（ナンバープレート入）等を監督員に提出すること。

(4) 本工事にて、コンクリート、アスファルト塊等の副産物が発生する場合は神奈川県コンクリート塊等処理指定工場で処分すること。

(5) 本工事にて、建設発生土が発生する場合の搬出先は、以下のとおりとする。

■赤羽根受入地（神奈川県茅ヶ崎市赤羽根）

3-2-2-7 交通安全管理

工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打ち合わせのうえ、交通安全管理を行う。

3-2-2-8 災害時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告する。

3-2-2-9 施工中の環境保全等

(1) 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、廃棄物処理法、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源有効利用促進法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。

(2) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

(3) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

(4) 国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」により指定された建設機械を使用すること。また、同要領認定「排出ガス対策型黒煙浄化装置」を装着した建設機械も、排出ガス対策型建設機械とみなす。

① 施工計画書に排出ガス対策型建設機械の使用計画等を明記する。

② 施工現場において使用する建設機械の写真撮影（全景、認定標等）を行い、監督員に提出するものとする。

※但し、ディーゼルエンジン「エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下」を搭載した建設機械に限る。

3-2-3 施工

3-2-3-1 工事の開始

(1)　建設請負事業者は、実施設計図書について市の確認を得た後、本施設の機器製作及び施工等を行うものとする。

(2)　工事の開始前までに、建設請負事業者は、工事工程表、施工体制台帳、施工計画書等市の指示する書類を市に提出し、その確認を受けるものとする。なお、この書類のうち、工事の開始前に提出することが難しい書類等については、工事開始後の適切な時点でこれを提出するものとする。また、工事開始後に修正が必要となった場合には、適宜、書類の修正を行うものとする。

(3)　隣接する協同組合藤沢市建設資源リサイクルセンターの解体については、本事業範囲外とするが、解体時期については平成 22 年度末を予定しているため、仮設計画、工事工程表等の作成にあたり、監督員と協議を行うものとする。

3-2-3-2 工事手順

既存施設の解体と新規施設の整備の工事を一定の手順で実施する。(添付資料 2)

(1)　第 1 期工事区画（破砕処理施設及び資源化施設建設予定区画）の既存施設について運転継続上必要となる施設の仮設工事

(2)　第 1 期工事区画の既存施設の解体

(3)　第 1 期工事区画における施設整備

(4)　仮設施設及び第 2 期工事区画（その他区画）の既存施設の解体

(5)　第 2 期工事区画における施設整備

3-2-3-3 仮設計画

(1)　建設請負事業者は、工事の開始前に仮設計画書を市に提出し、承認を得ること。

(2)　事業用地内に仮設物を設ける場合は、事前に仮設物設置計画書を提出し、市の承認を受けること。

(3)　工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の侵入を防ぐため、工事区域の周囲に鋼板製仮囲い（高さ 3m 以上）を設置し、必要に応じて盛り替えを行うこと。

(4)　建設請負事業者は、仮設事務所を設置し、現場代理人が建設工事の進捗管理等を行うとともに地元住民等の要望・苦情等の受付けを行うこと。なお、要望・苦情等の対応は市が行うものとするが、建設請負事業者は対応に協力すること。

(5)　建設請負事業者の仮設事務所内に市監督員用及び工事監理者用仮設事務室を設置すること。内装及び仕上げ等については監督員との協議によるものとする。これら事務所に必要な電気・水道・通信・ガス・冷暖房及び清掃等の維持管理費用は全て建設請負事業者の負担とする。

(6)　工事の進捗状況を地元住民にお知らせする掲示板等を、監督員の指示する場所に設置し、情報提供に努めること。

(7)　事業用地北西に、作業ヤード(約 400m2)用の敷地を確保すること。
(8)　廃家電ストックヤード、鉄屑ストックヤード、廃タイヤストックヤード、有害ごみストックヤード及び仮設倉庫(約 90 ㎡、H:約 2.5m)等、第Ⅰ期工事区画内の運転継続に必要な既存施設を仮設すること。また規模については、既存施設同等以上とする。
(9)　作業員休憩室、便所等は、労働安全衛生法、健康増進法及びその他関係法規に従って設置するものとし、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（平成 4 年 7 月 1 日 労働省告示第 59 号)、「新たな職場における喫煙対策のためのガイドライン」(平成 15 年 5 月 9 日 厚生労働省労働基準局長通知)等を遵守すること。
(10) 材料置場及び作業員用駐車場は、建設請負事業者の負担において設置するものとする。
(11) 外部仮設足場は「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成 15 年 4 月策定）によることとし、設置にあたっては、同ガイドライン「手すり先行工法による足場設置基準」に定める『1.手すり先行工法による足場の組立て等の基準』によるものとする。
(12) 本工事に必要な動力及び用水の仮設工事、維持管理、使用料等すべて建設請負事業者の負担とする。
(13) 仮設工事に必要な整地及び仮設工事に使用した範囲の土地の整地は、建設請負事業者にて行うものとする。
(14) 工事用仮設物は工事完成までに市の指示により撤去し、撤去跡及び付近の清掃及び地ならし等を行うものとする。その際の残土処分については建設請負事業者の責任により適正に行うこと。

3-2-3-4 一工程の施工の確認及び報告

(1)　一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に報告する。
(2)　確認及び報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。

3-2-3-5 施工の検査等

(1)　3-2-3-4一工程の施工の確認及び報告により報告した場合及び監督員より指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。
(2)　(1)による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。
(3)　見本施工の実施を行う場合は、仕上り程度等の判断のできる見本施工を行い、監督員の承諾を受ける。

3-2-3-6 施工の立会い等

(1)　設計図書に定められた場合及び監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。

(2)　監督員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。

3-2-3-7 解体工事

(1)　桐原環境事業所及び資源化施設は、更新設備供用開始までは運用を継続し、市のごみ処理を滞りなく行うようにする。

(2)　破砕処理施設及び資源化施設の計量機は、工事の進捗に応じ協議の上、北部環境事業所の計量機を借用し、更新設備供用開始までの間、機能を確保することも可能である。

(3)　事業用地内の特高用受電ユニットは、北部環境事業所全体の送受電設備として将来とも稼動を継続するため、そのまま存置する。

(4)　解体・撤去に関する事前調査等は、必要に応じて、建設請負事業者の責任と負担において実施するものとする。

(5)　地中埋設物は、新施設の建設及び稼動に支障を生じないことを条件として存置可とする。

(6)　旧民間工場（倉庫）については、一部の建材にアスベスト含有成形板が使用されているため、解体にあたっては、関係法令を遵守し、適切に処分すること。

(7)　桐原環境事業所については、市による事前調査の結果、アスベスト含有建材の使用は確認されていないが、解体前に民間事業者により充分な事前調査を行うこと。

3-2-3-8 解体予定施設の諸元

以下に示す既存施設等を解体・撤去する。（添付資料 1）

図表 8　桐原環境事業所の施設諸元 1

施設区分	桐原環境事業所	
名　　称	破砕処理施設	大型可燃裁断施設
処理対象物	不燃ごみ、大型ごみ	大型可燃ごみ
処理能力	90t/日	4t/日
主要設備	計量器、ごみピット、ごみクレーン、受入ホッパ 供給コンベア、破砕機、磁選機、風力選別機 粒度選別機、可燃物ホッパ、不燃物ホッパ 磁性物ホッパ、プラスチック類ホッパ コンパクタ、集じん設備	二軸せん断破砕機
構　　造	ＲＣ造	Ｓ造
階　　数	２階建て	平屋建て
建築面積	約 1,200 ㎡	約 180 ㎡

図表 9　桐原環境事業所の施設諸元２

施設区分	桐原環境事業所			
名　　称	廃家電ストックヤード	有害ごみストックヤード	鉄屑ストックヤード	廃タイヤストックヤード
構　　造	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造	コンクリート塀	コンクリート塀
階　　数	平屋建て	平屋建て	―	―
建築面積	約 110 ㎡	約 70 ㎡	約 30 ㎡	約 110 ㎡

図表 10　倉庫（旧民間工場）の施設諸元

施設区分	倉庫
名　　称	旧民間工場
構　　造	Ｓ造
階　　数	平屋建て（一部４階建て）
建築面積	約 700 ㎡

図表 11　資源化施設の施設諸元１

施設区分	資源化施設				
名　　称	カン処理施設	ビン処理施設	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ処理施設	紙類・古布類保管施設	容器洗浄施設
処理対象物	カン・金属類	ビン	ペットボトル	紙類・古布類	収集用ｺﾝﾃﾅ及びﾈｯﾄ
処理能力	12t/日	16t/日	4.1t/日	―	700 個/h
主要設備	受入ホッパ 供給コンベア スチール缶磁選機 スチール缶プレス機 アルミ缶選別機 アルミ缶プレス機	受入コンベア 手選別コンベア カレットヤード 生きビンヤード	受入ホッパ 供給コンベア 手選別コンベア 圧縮梱包機 計量器	―	蒸気洗浄式
構　　造	Ｓ造	Ｓ造	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造	Ｓ造
階　　数	平屋建て	平屋建て	平屋建て	平屋建て	平屋建て
建築面積	約 440 ㎡	約 170 ㎡	約 650 ㎡	約 25 ㎡	約 150 ㎡

図表 12　資源化施設の施設諸元２

施設区分	資源化施設	
名　　称	管理事務所	職員控室
構　　造	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造
階　　数	２階建て	２階建て
建築面積	約 80 ㎡	約 40 ㎡

3-2-4　試験・検査

材料検査、工場検査等の各種の試験及び検査等については、施工計画書及び工事監理計画書中にその実施スケジュール等が明示されるものとする。

市は、建設請負事業者の業務が設計図書に則り遂行されていることの確認を行うために、各種の試験及び検査等の結果の確認を行い、必要に応じて各種の試験及び検査等への立会いを行うものとする。また、市は、各種の試験及び検査等の結果が設計図書に示す基準に達しなかった場合、建設請負事業者に改造を指示することができる。

ただし、市による各種の試験及び検査等の結果の確認は、建設請負事業者の責任を何ら軽減させ、又は免除させるものではない。

3-2-4-1建設請負事業者による検査

建設請負事業者は工事着工までに、本施設の建設工事の検査に関する自主検査要領書を監督員に提出して確認を受けるものとする。自主検査要領書に定められる検査の項目は、以下のとおりである。市は、建設請負事業者の業務が実施設計図書に則り遂行されていることの確認を行うために、各種の検査等の結果の確認を行い、必要に応じて各種の検査等への立会いを行うものとする。

(1)　材料検査
(2)　施工検査
(3)　工場検査
(4)　完成検査

3-2-4-2 監督員による検査

市は、監督員を定め、次の管理及び検査を行うものとする。

(1)　設計図書に基づく工程の管理、立会い
(2)　工事材料の試験又は検査（確認を含む）
(3)　工事の施工状況の管理

上記の管理及び検査等は、基本的に現場代理人からの報告の確認をもって行うものとするが、建設請負事業者への事前の指示をした上で、現地（工場等を含む）に立会いを行うこともあるものとする。

また、市は必要に応じて建設請負事業者に対して協議を申し出ることができ、建設請負事業者はこれに応じなければならない。

3-2-4-3 検査結果が基準に達しなかった場合の措置

各検査の検査結果が自主検査要領書に示す基準に達しなかったときは、建設請負事業者は、補修工事その他必要な追加工事を自己の負担において行うこと。

検査の手続及び前項に規定する補修工事その他追加工事は、建設請負事業者が行うこととし、これらに要する経費は建設請負事業者の負担とする。

ただし、市による各種の検査等の結果の確認は、建設請負事業者の責任を何ら軽減させ、若しくは免除させるものではない。

3-2-4-4 検査員による検査

市は、検査員を定め、藤沢市請負工事検査規定に従って、検査を行うものとする。

3-2-5　試運転

3-2-5-1 プラントの完成

建設請負事業者は、本施設のうちプラント部分が完成し、試運転を行うに足る施設が完成したとき（以下、この状態を「プラントの完成」という。）には、速やかにその旨を市に通知するものとする。

3-2-5-2 試運転

建設請負事業者は、3-2-5-1プラントの完成に示したプラントの完成を市に通知した後、処理対象物を設備に投入して処理を行い、所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において、予備性能試験及び引渡性能試験を含む試運転を工期内に実施すること。

資源化施設の予備性能試験、引渡し性能試験を含む試運転は、市の指定する運営事業者が運転主体となるため、後述の教育訓練を含め、事前に市を加えた三者により十分な協議を行って定めること。

試運転の期間は、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、原則 4 ヶ月程度とする。なお、施設施工の完成度が試運転の実施可能な段階に達したか否かは、建設請負事業者の判断によるものとする。また、建設請負事業者は、事前に市に申告した期日より以前に試運転の開始を希望する場合には、市の確認を得て期日を前倒しすることができる。

試運転期間中、故障又は不具合等が発生した場合には、建設請負事業者は責任をもってその故障又は不具合等の改善に当たるものとする。なお、試運転の継続に支障が生じた場合には、建設請負事業者は、市に連絡し、適切に処置すること。

試運転のための処理対象物の提供は、市が行うものとする。なお、処理対象物の提供とは、処理対象物を所定の位置（建設請負事業者が指定）に搬入するまでをいう。

試運転を行う際には、事前に試運転計画書を作成し、試運転開始予定日の 14 日前までに設計図書との対応関係を示した資料を添えて市に提出し、確認を得ること。

試運転結果は、直ちに市に報告すること。

3-2-5-3 試運転期間中の環境対策

試運転期間中（予備性能試験及び引渡性能試験を含む）においても、公害防止基準を遵守するよう、十分配慮すること。

3-2-5-4 資源化物の取り扱い

試運転（予備性能試験及び引渡性能試験を含む）により得られた資源化物は、指定された要件を満足することを確認後、市の責任において処理又は処分を行う。

ただし、指定された要件を満足しない資源化物については、再度処理を行うことができるものとするが、それでも満たさないものについては、建設請負事業者の責任において適切に処理・処分するものとする。

3-2-6　予備性能試験

予備性能試験は、3-2-7 引渡性能試験に先立って、本施設が所定の性能を達成できることの確認をするために実施するものであり、試運転期間中に市の立ち会いの下で実施する。

市は、必要に応じて、代理人（専門的な知見を有する有識者等で、事前に建設請負事業者に通知されるもの等）を指定できるものとし、かかる代理人が予備性能試験に立ち会う場合もあるものとする。

予備性能試験を行う際には、事前に予備性能試験計画書を作成し、設計図書との対応関係を示した資料を添えて市に提出し、予備性能試験開始予定日の 14 日前までに確認を得ること。

予備性能試験の結果は、直ちに市に報告すること。

3-2-6-1 予備性能試験の条件

(1)　本施設について、計画ごみ質の条件のもとに、予備性能試験に市が立ち会ったうえ、全ライン同時運転のもと性能保証事項について確認することを原則とする。予備性能試験の項目と方法については、事前に市と十分な協議を行って定めること。

(2)　資源化施設の予備性能試験は、市の指定する運営事業者が運転主体となるため、事前に市を加えた三者により十分な協議を行って定めること。

(3)　予備性能試験の検査項目は、引渡性能試験の検査項目（添付資料 9）に準じて実施するものとする。

(4)　性能保証事項等の計測分析の依頼先は、市が認める計量証明機関とすること。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、市の確認を受けて、他の適切な機関に依頼することができるものとする。

(5)　予備性能試験の一環として、機器故障等本施設の運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い、本施設の機器の安全性を確認すること。

(6)　予備性能試験の結果、一項目であっても所定の性能を達成することができなかった場合、建設請負事業者が自らの費用負担で必要な改造、調整を行い、改めて市又は市の指定する代理人の立会いのもと、建設請負事業者が予備性能試験を実施すること。

(7)　市の供給する処理対象物が定められた性状を満たしているにもかかわらず、引渡性能試験時に資源化物の純度等が基準値を満足しなかった場合には、建設請負事業者は直ちに事態を改善するための対策を講じることとする。なお、建設請負事業者の努力によっても継続して事態の改善が見られない場合には、市は本施設の試運転の停止を命ずることができる。

3-2-7　引渡性能試験

引渡性能試験は、本施設が所定の性能を達成できることの確認をするために実施するものであり、試運転期間中に市の立ち会いの下で実施する。

市は、必要に応じて、代理人（専門的な知見を有する有識者等で、事前に建設請負事業者に通知されるもの等）を指定できるものとし、かかる代理人が引渡性能試験に立ち会う場合もあるものとする。

引渡性能試験を行う際には、事前に廃棄物処理施設整備実務必携に基づき引渡性能試験計画書を作成し、設計図書との対応関係を示した資料を添えて市に提出し、引渡性能試験開始予定日の 14 日前までに確認を得ること。引渡性能試験の結果は、直ちに市に報告すること。

3-2-7-1 引渡性能試験の条件

予備性能試験の条件に準じるものとする。

3-2-8　教育訓練

建設請負事業者は、本施設の破砕処理施設・資源化施設の運転員に対し、操業に必要な設備機器の運転、維持管理及び取扱いについて、事前に市に提出・確認を得た教育訓練計画書及び教育訓練用運転手引書に基づき、十分な教育訓練(法定検査のための訓練を含む。)を行うこと。その際、運営事業者が行う教育訓練に対し、工事目的物のうち必要な部分の提供、その他の協力を実施すること。

3-2-9　竣工・引渡し

(1)　建設請負事業者は、工事完成後、次の事項が満たされたとき、工事しゅん工届を市へ提出するものとする。

① 試運転計画書に記載された事項が全て満たされたこと。
② 市の監督員により、各処理施設の引渡性能試験完了の確認を受けたこと。
③ 市の監督員により、完成図書の確認を受けたこと。
④ 運営マニュアルを完成させ、市の監督員の確認を受けていること。
⑤ 運営マニュアルに基づいた教育・訓練により、運転員が処理施設を運転可能となっていること。

(2)　市は、工事しゅん工届が提出された日から 14 日以内に建設請負事業者の立会いの上、建設請負事業者による履行の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を建設請負事業者に通知する。

3-3　かし担保

3-3-1　設計のかし担保

(1)　実施設計図書に記載した施設の性能及び機能は、すべて建設請負事業者の責任において保証する。
(2)　引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、性能試験要領書を作成し、性能及び機能の確認試験を、建設請負事業者の負担において行う。
(3)　確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設請負事業者の責任において速やかに改善する。

3-3-2　施工のかし担保

(1)　プラント部分のかし担保期間は、引渡しを受けた日から 2 年間とする。ただし、そのかしが建設請負事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、かし担保期間は 10 年とする。
(2)　その他のかし担保期間は、藤沢市契約規則による。

3-3-3　かしの判定・補修

(1)　かし判定に要する経費
　　建設請負事業者の負担とする。
(2)　かし担保期間中の補修
　　かし担保期間中に生じたかしは、建設請負事業者の負担で補修する。

3-4 性能保証

3-4-1 性能保証事項

(1) 処理能力に関する事項
添付資料 9 に示す性能要件を満足すること。

(2) その他
上記に定めるものの他、本要求水準書に記載された技術要件を全て満たしていること。

3-4-2 性能保証期間

性能保証期間は、引渡し後 3 年間とする。ただし、性能保証期間中に本施設が 3-2-7 引渡性能試験に示す性能保証事項を満たすことが出来ない事態が生じたときには、当該事態が改善され、市の確認が得られたときから起算してその後 3 年間まで性能保証期間を延長するものとする。なお、対象とする範囲は性能未達の影響が及ぶ範囲内に限定する。

3-4-3 その他

保証期間中に生じた設計及び施工並びに材質及び構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、建設請負事業者の負担により速やかに補修、改造、又は取替えを行なわなければならない。この場合、技術者の派遣等も建設請負事業者の負担とし、市に納付すべき予備品、消耗品、材料等を応急的に使用したときは、速やかに補充充当しておかなければならない。

保証期間中において、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、試験要領書を作成し、市が指定する時期に、建設請負事業者の負担において性能確認試験を行うこととし、性能確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設請負事業者の責任において速やかに改善すること。

資源化施設については市の指定する運営事業者が運営マニュアルと異なる運転を行った結果生じた不具合事項による性能未達についてはこの限りではない。

保証期間中、事故原因究明のために必要があれば、両者協議のうえ、各種試験等を行うこととし、これに係る測定計器等の資材、技術者派遣費等の経費、その他試験に要するものは一切建設請負事業者の負担で行うものとする。

4. 公害防止・環境保全

4-1 公害防止基準

公害防止基準は、法令及び条例で定めている各種の環境基準値、排出基準値等を遵守するものとする。なお、本基準値を遵守するための自主基準値についても提案するものとする。

4-1-1 粉じん基準

集じん設備の排気口において図表 13 の基準値以下とする。

図表 13 粉じん基準

項 目	粉じん公害防止基準
粉じん濃度（g/m³N）	0.02
アスベスト（本／L）	10

(注)アスベストの分析は大気汚染防止法に準拠する方法とする。

4-1-2 アスベスト基準

作業エリアにおいて図表 14 の基準値以下とする。

図表 14 アスベスト基準

項 目	アスベスト基準
アスベスト（本／cm³）	0.15

(注)分析は労働安全衛生法の作業環境測定に準拠する方法とする。

4-1-3 騒音基準

敷地境界線上において図表 15 の基準値以下とする。

図表 15 騒音基準

時 間	午前 8 時～午後 6 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 11 時	午後 11 時～翌日午前 6 時
公害防止基準（db）	75	75	65

4-1-4 振動基準

敷地境界線上において図表 16 の基準値以下とする。

図表 16　振動基準

時　間	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日午前 8 時
公害防止基準（db）	70	65

4-1-5　悪臭基準

図表 17 の基準値以下とする。

図表 17　悪臭基準

区　　分	公害防止基準
敷地境界	臭気指数　15
気体排出口	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数
排出水	臭気指数　31

4-1-6　排水基準

(1)　放流先の種類：藤沢市公共下水道（東部処理区域、分流式）

(2)　排水基準

排出口において図表 18 の基準値以下とする。

図表 18　排水基準

項目			単位	排水基準
健康項目	カドミウム及びその化合物		mg/ℓ	0.1
	シアン化合物		mg/ℓ	1
	有機りん化合物		mg/ℓ	0.2
	鉛及びその化合物		mg/ℓ	0.1
	六価クロム化合物		mg/ℓ	0.5
	ヒ素及びその化合物		mg/ℓ	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物		mg/ℓ	0.005
	アルキル水銀化合物		mg/ℓ	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル		mg/ℓ	0.003
	トリクロロエチレン		mg/ℓ	0.3
	テトラクロロエチレン		mg/ℓ	0.1
	ジクロロメタン		mg/ℓ	0.2
	四塩化炭素		mg/ℓ	0.02
	1,2-ジクロロエタン		mg/ℓ	0.04
	1,1-ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン		mg/ℓ	3
	1,1,2-トリクロロエタン		mg/ℓ	0.06
	1,3-ジクロロプロペン		mg/ℓ	0.02
	チウラム		mg/ℓ	0.06
	シマジン		mg/ℓ	0.03
	チオベンカルブ		mg/ℓ	0.2
	ベンゼン		mg/ℓ	0.1
	セレン及びその化合物		mg/ℓ	0.1
	ほう素及びその化合物		mg/ℓ	10
	ふっ素及びその化合物		mg/ℓ	8
	ダイオキシン類		pg-TEQ/ℓ	10
生活環境項目	フェノール類		mg/ℓ	0.5
	銅及びその化合物		mg/ℓ	1
	亜鉛及びその化合物		mg/ℓ	1
	鉄及びその化合物（溶解性）		mg/ℓ	3
	マンガン及びその化合物（溶解性）		mg/ℓ	1
	クロム及びその化合物		mg/ℓ	2
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		mg/ℓ	380
	生物化学的酸素要求量		mg/ℓ	600
	浮遊物質量		mg/ℓ	600
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	mg/ℓ	5
		動植物油脂類	mg/ℓ	30
	水素イオン濃度		-	5を超え9未満
	温度		℃	45未満
	よう素消費量		mg/ℓ	220
	ニッケル含有量		mg/ℓ	1

4-1-7　炭化水素系特定物質基準

排出口において図表 19 の基準値以下とする。

図表 19　炭化水素系特定物質基準

種　　類	濃　　度　　(ppm)
ベンゼン	1
トルエン	50
キシレン	50
トリクロロエチレン	25
テトラクロロエチレン	50
ジクロロメタン	50
ホルムアルデヒド	0.1
フェノール	5

4-2　作業環境基準

作業環境基準は、法令及び条例で定めている各種の環境基準値、排出基準値等を遵守するものとする。

4-2-1　粉じん基準

作業エリアにおいて図表 20 の基準とする。

図表 20　作業環境基準

作業環境基準	
カドミウム	0.05 (mg/m^3)
クロム	0.05 (mg/m^3)
水銀	0.025 (mg/m^3)
鉛	0.05 (mg/m^3)
砒素	0.003 (mg/m^3)
マンガン	0.2 (mg/m^3)
ベンゼン	1(ppm)
トルエン	50(ppm)
キシレン	50(ppm)
トリクロロエチレン	25(ppm)
テトラクロロエチレン	50(ppm)
ジクロロメタン	50(ppm)
ホルムアルデヒド	0.1(ppm)
フェノール	5(ppm)

5. プラント設備等の整備に係る性能要件

プラント設備等の整備に係る要求水準を以下に示す。要求水準は民間事業者が提供すべきサービスの内容及び達成すべき品質等の性能（求められる性能要件）と、それを達成するための具体的な方法や仕様（具体的な施設仕様）から構成される。
「具体的な施設仕様」は更に「変更できない仕様」と「変更可能な仕様」に分類される。「変更可能な仕様」には施設が備えるべき機能を満足する仕様が示されており、同等以上の機能が発揮できる場合は、「具体的な施設仕様」と異なった仕様の提案も積極的に受け付けるものとする。

求められる性能要件：民間事業者が提供すべきサービスの内容及び達成すべき品質等の性能
具体的な施設仕様：性能要件を達成するための具体的な仕様

整備に係る性能要件について、各機能に共通の事項として以下の点に留意すること。詳細については各機能別に記載する「求められる性能要件」を参照すること。

(1) 省エネルギーの推進：省エネルギー施設をめざすこと。率先して節電、節水、省資源等に努め、地球温暖化対策の推進を行うこと。
(2) 環境配慮型設計：環境配慮に留意し、作業環境を良好な状態に保つために、十分な換気、排水、騒音・振動防止、粉じんの飛散・流入防止に配慮し、照明も適切な照度を確保すること。
(3) 3R に配慮した設計・施工、環境配慮機器・機材の導入：設計・施工にあたっては、3R に配慮した設計・施工、環境配慮機器・機材の導入を積極的に行い、環境負荷の低減に努めること。
(4) 耐震性等の確保：建屋はその用途に応じて、必要と考えられる規模と強度を有すること。
(5) デザイン性の確保：周辺環境と調和した施設外観とするよう配慮すること。
(6) ヒューマンエラーを考慮した設計：機器・設備等の設計にあたっては、「ヒューマンエラー」を考慮した設計思想に基づき、ヒューマンエラーが起こったとしても、人身、人命及び環境、設備等に重大な影響等を与えないよう安全サイドに機器等が動作するように設計すること。また、保守管理が容易な構造となるよう配慮すること。

5-1　破砕処理施設・資源化施設に共通する機能

5-1-1　搬入・搬出

求められる性能要件	**①　搬入（搬出）物ごとにその性状などを十分把握し円滑な搬入（搬出）ができること** **②　搬入（搬出）物ごとに迅速かつ正確な計量が行えること** **③　構内道路における動線の交差は極力避け、安全に考慮した動線とすること** **④　プラットフォームを整備すること。** **⑤　集じん、粉じん、臭気の発生を防止する方式とすること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　搬入（搬出）物ごとにその性状などを十分把握し円滑な搬入（搬出）ができること** **【変更できない仕様】** ・　搬出入車両以外の一般車動線は搬出入車動線と分離すること。 ・　処理対象物等の搬入及び計量が可能であること。 ・　破砕残渣等を北部環境事業所へトラック輸送する設備を整備し、搬出可能な設備とすること。 ・　北部環境事業所の受入時間は、8 時 30 分から 15 時 30 分とする。 **②　搬入（搬出）物ごとに迅速かつ正確な計量が行えること** **【変更できない仕様】** （計量機） ・　ごみ計量機は 2 基以上設置すること。 ・　10t ロングボディの車輌が計量可能とすること ・　計量機の最大秤量は 30ｔとし、最小目盛は 10kg とすること。 ・　故障時や整備時にも計量の対応がとれるようにすること。 ・　計量機前方に総重量、正味重量及び手数料料金の表示を行うこと。 ・　計量証明書（レシート等）が発行できるものとする。 ・　計量システムは、「藤沢市ごみ計量システム」を導入し、必要なソフトの変更を行うこと。 ・　計量機は点検容易な構造とすること。 ・　計量システムは、停電時でも 2 時間程度の計量業務が可能な電源設備をもつこと。 （計量方法） ・　施設内にカードを使用できる計量機を設置すること。 ・　計量に関するデータについて管理・保存を行うこと。データのバックアップ機能を有すること。

	【変更可能な仕様】 ・ 混載車両の受入を考慮し、複数回計量を行うルートについては民間事業者にて提案すること。 ・ 混載ごみの搬入では計量回数が極力増加しないよう考慮をすること。 **③ 構内道路における動線の交差は極力避け、安全に考慮した動線とすること** **【変更できない仕様】** ・ 市民の持ち込む資源物、大型処理困難物等、搬入時に計量を行わない搬入物もあることを配慮して、動線計画を行うこと。 ・ 本施設で処理しない埋立対象物の計量もあることを配慮して、動線計画を行うこと。 **④ プラットフォームを整備すること** **【変更できない仕様】** ・ プラットフォームは、プラットホーム出入口扉、受入設備、逆搬出設備等により構成する。 ・ すべての設備を建屋内に設置すること。 **⑤ 集じん、粉じん、臭気の発生を防止する方式とすること** **【変更可能な仕様】** ・ 必要な箇所に、集じん・脱臭設備等を設置すること。

5-1-2　監視・制御機能

求められる性能要件	**① 的確なセンサー、計測装置を設置することで、必要な計測を行えること** **② 安定運転を実現するため、必要に応じて監視と制御を集中監視室で実施できること** **③ 安定運転を実現するために、監視を必要とする箇所を遠隔監視できるようにすること** **④ 安定運転を行うためのオペレーションが容易にできること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**① 的確なセンサー、計測装置を設置することで、必要な計測を行えること** **【変更可能な仕様】** ・ 故障表示は系統一括表示ではなく、PC 画面等に細かく表示する。 （一般計装センサーの仕様例） ・ 以下の計装機能を必要な箇所に適切なスペースのものを計画すること。 ✧ 回転数計等 ✧ 電流、電圧、電力（電力デマンド監視）、電力量（破砕機）、力率等 ✧ 槽レベル等 ✧ その他必要なもの（ごみクレーンの位置・状態等） **② 安定運転を実現するため、必要に応じて監視と制御を集中監視室で実施できること** **【変更可能な仕様】** ・ 運転は、中央集中監視制御を基本とすること。（ただし、資源化施設のように現場監視が適当と考えられる工程についてはこの限りではない。） （中央制御室の仕様例） ・ 中央制御装置は以下から構成すること。 ✧ 中央監視盤 ✧ オペレーターコンソール ✧ ごみクレーン制御装置 ✧ クレーン荷重計 ✧ プロセスコントロールステーション ✧ データウェイ ✧ その他

	（中央監視盤の仕様例） ・ 監視・操作・制御は主にオペレーターコンソールにおいて行うが、プロセスの稼働状況・警報等重要度の高いものについては、中央監視盤に表示すること。 ・ 中央制御室は見学の主要な箇所でもあるため、見学者用設備としても考慮すること。 （オペレーターコンソール(共通設備、電気設備、建築設備兼用)の仕様例） ・ 共通機器、電気、建築設備の制御を行うものとし、中央制御室に設置すること。 （プロセスコントロールステーションの仕様例） ・ 各プロセスコントロールステーションは制御部分において 2 重化すること。 （データウェイの仕様例） ・ データウェイは 2 重化構成とすること。 （データロガの仕様例） ・ 常用 CPU のダウン時もスレーブが早期に立上り、データ処理を引き継げるシステムとすること。 ・ ハードディスク装置への書込みは 2 台平行して行い、ハードディスクのクラッシュによるデータの損失がないようにすること。 ・ 日報、月報作成用プリンタを設けること。 ・ 警報記録用プリンタを設けること。 ✧ 画面ハードコピー用カラープリンタ形式・数量は提案によるものとする。 **③ 安定運転を実現するために、監視を必要とする箇所を遠隔監視できるようにすること** **【変更可能な仕様】** ・ プラント運転上必要な所及び見学者通路より見えないが見学者に見せる必要のある所に、ITV 装置を設置すること。 （ITV 装置の仕様例） ・ 屋外に設置するカメラには耐候対策、内部結露防止対策を講じること。 ・ ズーム及び回転雲台の操作は遠隔で行えるよう計画すること。なお、モニタサイズは参考とし、台数は提案によるものとする。施設見学者

	の動向を見るのも含む。 ・ プラットホーム、計量棟に設置すること。 （見学者用データ処理端末の仕様例） ・ 本装置は、ごみ搬入量等各種プロセスデータの表示、解析及び中央制御室オペレータコンソール主要画面の表示(機器操作はできない)、電力監視装置画面の表示（操作はできない）を行うものである。 **④ 安定運転を行うためのオペレーションが容易にできること** **【変更可能な仕様】** （事務室用データ処理端末の仕様例） ・ 本装置は事務室での運転管理用に、ごみ搬入量等各種プロセスデータの表示､解析及び中央制御室オペレータコンソール主要画面の表示(機器操作はできない)、電力監視装置画面の表示（操作はできない）を行えるものとする。 ・ 事務室用データ処理端末設置場所は事務室とする。 ・ 事務室用データ処理端末運転データは LAN を介してデータロガから取り込むこと。 ・ 取り込むデータ及びオペレータ画面については原則全画面とするが、別途市と打ち合わせること。

5-1-3　給電機能

求められる性能要件	**①　各機器への安定的な電力供給ができること** **②　受電系統の停電時等に設備の安全な停止が可能であること** **復旧時に設備の安全な再立ち上げが可能であること** **③　保守管理等が容易であること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　各機器への安定的な電力供給ができること** **【変更できない仕様】** ・ 本施設の運営に必要な電気を北部環境事業所の特高受変電施設で受変電し、そこから本施設が高圧で受電し、配電する ・ 北部環境事業所受変電室のプラント用配電盤 2 次側以降を本工事施工範囲とする。 ・ 計画に当たっては、北部環境事業所ごみ焼却施設からの発電電力を受電することを考慮し、ごみ焼却施設が停止し、発電機が停止した場合に破砕処理施設を停止する等の経済性、安全性及び安定性が確保できるシステムを採用すること。 **【変更可能な仕様】** ・ 設計に際し、省資源・省エネルギーの対応を図り、廃棄物発生の削減に配慮するものとすること。 ・ 各機器等は特殊なものを除いて、形式、定格等は統一し、メーカーについても極力統一を図るものとすること。 ・ 設備の制御は、自動化・遠隔操作ができること。また、設備の故障、誤操作に対する安全装置を設けること。 ・ 湿気のある場所に電気機械器具を設けるときには、感電防止装置を設けること。 ・ 遠方操作のできる電気回路方式を採用する場合は、点検中に当該電気機械器具を遠方から電源投入できないような方式とすること。また、コンベヤ類には、駆動側に非常停止装置を設けること。 ・ 操作盤は各機器の機側にて、発停操作が行えるとともに、保守点検時に使用するもので、インターロック機構を設けること。 ・ 現場操作盤にて現場優先操作から中央優先操作へ切り換え時でも運転が継続する制御回路とすること。 ・ 補修用電源を各所に設けること。 （動力設備の規定の仕様例） ・ 低圧動力制御盤の形式は鋼板製屋内閉鎖自立型としコントロールセンター方式とすること。 ・ 現場操作盤の形式は鋼板製閉鎖式　壁掛け形、スタンド形、自立形等

	とすること。防じん対策を行うこと。また、場所により防爆対策を行うこと。 ・ 操作押しボタン、電流計、表示灯、操作場所切替器等を設置すること。 ・ 停止スイッチはオフロック付とすること。 **② 受電系統の停電時等に設備の安全な停止が可能であること** **【変更できない仕様】** ・ 北部環境事業所の電気設備点検時や事故等の停電時に施設が安全に停止できるシステムとすること。 ・ 建築基準法及び消防法に基づき必要な箇所、及びプラント設備の安全管理上必要な箇所に誘導灯を設置すること。尚、電源は無停電電源設備の設置による方法の他、バッテリー内蔵型も可とする。 **③ 保守管理等が容易であること** **【変更できない仕様】** ・ 規格品の使用は電気関係の使用機器は、互換性、信頼性、保全性等の見地にたって選定し、可能な限り統一を図るものとし、盤類の仕様にあっては JEM、JEC、JCS 規格、「国土交通省 電気設備工事標準仕様書（最新版)」によること。また、ロードセンター、コントロールセンターは原則としてメーカー標準仕様品とすること。

5-1-4　給水機能

求められる性能要件	**① プラント用水、生活用水を施設に円滑に供給すること** **② 水は極力循環使用することにより、使用量の低減を図ること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**① プラント用水、生活用水を施設に円滑に供給すること** **【変更できない仕様】** ・ 各水槽は用水の用途、設備構成に応じて兼用しても良いが、プラント用水槽と生活用水槽については別個に設けること。 ・ 緊急時に使用する機器冷却水槽は高架水槽とすること。 ・ 機器冷却水槽は、停電時における安全な停止が可能な容量とすること。 **【変更可能な仕様】** ・ 各水槽は給水される各機器に十分な流量を確保するために必要な水頭が得られる位置に設置すること。 （主要ポンプ類の仕様例） ・ 各ポンプは最大使用水量をもとに、適正な余裕を持たせて水量及び揚程を定めること。

	・ 各ポンプは 2 台設置し、自動交互運転を行うものとすること。 （機器冷却水冷却塔の仕様例） ・ 形式は強制通風式(低騒音型)とし、数量は提案によるものとする。 ・ 冷却水の出入口温度差は 5℃以上とし、循環ポンプの容量は毎時使用冷却水量に 20%程度の余裕を見込むこと。 ・ 建屋上に設置する場合、送風機の騒音及び発散水の飛散に留意するとともに、白煙防止に配慮すること。 ・ 湿球温度は 27℃とすること。 **② 水は極力循環使用することにより、使用量の低減を図ること** **【変更できない仕様】** ・ 再利用水と上水は別配管とすること。 **【変更可能な仕様】** ・ 雨水およびプラント排水処理水、生活雑排水処理水の再利用に努めること。

5-1-5 排水処理機能

求める性能要件	**① 施設内の各設備からの排水を受入れ、必要な処理を行い、場内再利用又は下水道放流ができること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**① 施設内の各設備からの排水を受入れ、必要な処理を行い、場内再利用又は下水道放流ができること** **【変更できない仕様】** ・ 放流水(排出水)は下水道法等に基づく下水排除基準を満足すること。 ・ 再利用する雨水は、滅菌処理をすること。 **【変更可能な仕様】** （排水処理設備の仕様例） ・ 排水処理に使用する薬液貯槽は最大日使用量の 7 日分以上の容量とすること。 ・ 各種排水は以下の処理方法による処理を行うこと。

施設排水の処理計画

区分	処理方法
プラント系排水	排水処理後、場内再利用又は下水道放流
プラットホーム等洗浄排水	排水処理後、場内再利用又は下水道放流
生活雑排水	下水道放流
雨水	処理後、場内再利用又は下水道放流

	・　処理方式は以下の方式を基本とし、必要な設備については提案による。ただし、生活環境影響調査書の内容を遵守すること。 ✧　プラント排水：　凝集沈殿＋ろ過（必要に応じて） ✧　上記以外の雑排水：　油水分離・残渣物除去 ・　処理水については、水質に応じて可能な限り場内再利用を図ること。 （プラント系排水処理設備の仕様例） ・　汚水の移送は、極力自然流下式とすること。 ・　汚水配管は、フランジ継手とし、容易に管内清掃が行えるように、要所にフランジ継手を設けること。 ・　点検・保守のため、作業性・安全性を考慮した歩廊及び階段を設けること。また、水質試験等の採水が容易にできる構造とすること。 ・　自動運転方式とすること。 ・　再利用するプラント系の処理水は滅菌処理を行うこと。 （水槽類の仕様例） ・　各槽の汚泥が詰まる恐れのある箇所の配管は、適切な詰り防止対策を行うこと。 ・　貯留する汚れの性状に適する耐腐食性材料を使用すること。 ・　汚泥堆積防止対策として汚泥撹拌装置を設けること。 ・　生活用水受水槽は工場棟とは分離すること。 （薬品貯槽、希釈槽類の仕様例） ・　腐食性の薬液を扱う槽類の材質は、FRP 製、SUS 製等耐腐食性材料を使用すること。 ・　薬液受入配管は残存液を極力少なくする構造とし、受入薬品の誤用のないように名板を取付けること。 ・　薬液貯槽は液面上下限警報装置を設け、中央制御室に表示すること。また、液面上限警報は薬液搬入口にも表示すること。 ・　薬液希釈槽の切替操作、受入液・希釈水の計量機能及び撹拌機能は自動とすること。 ・　各槽は防液提内に設置し、槽からの薬液漏れ早期発見対策として、防液堤内の釜場へのレベル計設置等により中央制御室に警報を表示すること。また、漏れた薬品の処理対策を考慮すること。 （薬品移送及び注入ポンプ類の仕様例） ・　薬品の注入量は流量積算計を設け、記録すること。 ・　各注入ポンプは交互運転とする。

	（汚水・汚泥等移送ポンプ類の仕様例） ・　汚水ポンプは、原則として水中ポンプ形式とすること。 ・　各ポンプは交互運転とする。

5-2 破砕処理施設に関する機能

5-2-1 受入供給機能

求められる性能要件	**① 十分な受入量の余裕があること** **② 搬入物にあった受入方式とすること** **③ 搬入貯留形態にあった供給方式とすること** **④ 集じん、粉じん、臭気の発生を防止する方式とすること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**① 十分な受入量の余裕があること** **【変更できない仕様】** ・ 本設備は、3 日分以上の貯留ができるものとする。 ・ 前選別が可能な配置並びに、設備を有するものとする。 ・ 処理対象物の展開検査ができることとする。 ・ 貯留物を外部への 10t ダンプ車により搬出を可能とすること。 **② 搬入物にあった受入方式とすること** **【変更可能な仕様】** ・ 受入方式は、貯留容量を十分検討し、ヤード、ホッパ、エプロンフィーダ、ピット方式のいずれかとする。 ・ ピット方式とする場合、ごみピット内の火災拡大を防ぐため、ごみピット内における火災の自動監視・消火を行うこと。放水銃は遠隔操作も行えること。 **③ 搬入貯留形態にあった供給方式とすること** **【変更可能な仕様】** ・ 供給コンベヤはエプロンコンベヤかフライトコンベヤとする。ベルトコンベヤを使用する場合は金属等による損傷に対して十分配慮すること。 ・ なお、コンテナ、パレット貯留の場合は、フォークリフト、リフター、ローラーコンベヤ、ハンドクレーン等、重量物横持ち作業が最小となるように配慮すること。 **④ 集じん、粉じん、臭気の発生を防止する方式とすること** **【変更可能な仕様】** ・ 必要な箇所に、集じん・脱臭設備等を設置すること。

5-2-2　破砕処理機能

求められる性能要件	**①　不燃ごみ・大型ごみ・大型可燃ごみ類を所定の粒度以下に破砕すること** **②　爆発・火災対策を適切に行うこと** **③　鉄類・非鉄類を分別するとき、添付資料 8 に示す品質基準を満足すること** **④　大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他について、適切に選別を行うこと** **⑤　集じん、粉じん、臭気の発生を防止する方式とすること** **⑥　搬送設備の安全を確保すること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　不燃ごみ・大型ごみ・大型可燃ごみ類を所定の粒度以下に破砕すること** **【変更できない仕様】** ・ 破砕物は、30cm 以下ふるい目透過率 85wt%以上を満足すること。 ・ 本体内部は閉塞が起こりにくい構造とすること。 **【変更可能な仕様】** ・ 破砕設備は高速回転破砕機とし、高速破砕機の前に低速破砕機を設置すること。 **②　爆発・火災対策を適切に行うこと** **【変更できない仕様】** ・ 爆発が起こらないような対策を講ずることとし、万一爆発が起きた場合にも、本体への影響を最小限に止める構造とすること。 ・ 爆発防止対策を考慮し、爆発が起こった場合に備え、爆風逃がし口を設けること。 ・ 本破砕機は、独立した部屋に収納し、出入口扉が完全に閉鎖していない時には、破砕機が運転できないようドアロック装置を設ける等安全対策を行うこと。 ・ 破砕処理後の搬送コンベアは火災対策のため不燃性もしくは鋼板製とし、散水設備を設けること。 ・ 火災拡大を防ぐため、火災の自動監視・消火を行うこと。 **③　鉄類・非鉄類を分別するとき、添付資料 8 に示す品質基準を満足すること** **【変更できない仕様】** ・ 不燃ごみ・大型ごみ・大型可燃ごみ類は、破砕した後、鉄及びアルミ等の金属類を回収ができるシステムとすること。

	・ 破砕残渣は北部環境事業所に搬出できる形態とすること。 ・ 破砕残渣中への焼却処理困難物の混入を少なくするシステムとすること。 **④ 大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他について、適切に選別を行うこと** **【変更できない仕様】** ・ 大型鉄くずは多目的ヤードで手選別を行うこと。 ・ 廃タイヤは多目的ヤードでホイール付きとホイール無しに分けること。 ・ その他廃家電約 40 種類は多目的ヤードでコードを切断すること。 ・ 卓上ガスボンベ等スプレー缶及び使い捨てライターは、多目的ヤードでスプレー缶処理装置により処理すること。なお、スプレー缶処理装置は、破砕工程を密閉真空化すると共に、窒素封入を行う等、薬剤の飛散がなく、防爆処理が可能な構造とすると共に、排気ガスは燃焼ガス濃度以下の防爆排気とする。 ・ 蛍光管は多目的ヤードで蛍光管破砕機により破砕すること。なお、蛍光管破砕機は、水銀蒸気を分離回収すると共に、破砕物をドラム缶詰め状態で回収し、破砕時に発生する排気は必要な処理を施し、無害な状態で排出するものとする。 **⑤ 集じん、粉じん、臭気の発生を防止する方式とすること** **【変更できない仕様】** ・ 集じん、粉じん、臭気が発生する箇所に、集じん・脱臭設備等を設置すること。 ・ 破砕機についてはアスベスト対策に必要なバグフィルタを設置すること。 **⑥ 搬送設備の安全を確保すること** **【変更できない仕様】** ・ どの位置からでも非常停止が可能な非常停止装置を適切な位置に設置すること。

5-2-3　保管・搬出機能

求められる性能要件	**①　適切な保管スペースを確保すること** **②　再生事業者等に引き渡せる状態とすること** **③　資源収集用コンテナ及びネットを洗浄し、適切な場所に保管すること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　適切な保管スペースを確保すること** **【変更できない仕様】** ・ 保管搬出設備は建屋内設置とし、資源化物については搬出車輌 2 台分以上の保管ができるものとする。 **【変更可能な仕様】** ・ 多目的ヤードは、350m2 程度とするが、必要に応じて間仕切りや防液堤等を設置する。 **②　再生事業者等に引き渡せる状態とすること** **【変更できない仕様】** ・ 破砕残渣は、コンパクターで圧縮後、北部環境事業所へ搬出できる状態とすること。 ・ 回収した鉄、アルミ類はバンカーに貯留し、再生事業者の車輌へ積み込める状態とすること。 ・ 大型鉄くずは、大型鉄くずコンテナに収納して多目的ヤードに一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・ 廃タイヤは、多目的ヤードに一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・ プロパンボンベは多目的ヤードに一時保管し、再生事業者等に引き渡せる状態とすること。 ・ 不法投棄の家電 4 品目及び廃パソコン類は、多目的ヤードに一時保管し、指定のリサイクルルートに搬出できる状態とすること。 ・ その他廃家電約 40 種類は、家電の種類に応じて廃家電コンテナに収納して多目的ヤードに一時保管し、再生事業者に各コンテナを混載して引き渡せる状態とすること。 ・ 卓上ガスボンベ等スプレー缶及び使い捨てライターは、多目的ヤードでスプレー缶処理装置により処理し、破砕処理施設に搬出できる状態とすること。 ・ 蛍光管は破砕蛍光管ドラム缶に収納して多目的ヤードに一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・ 乾電池は多目的ヤードで乾電池用ドラム缶に収納し、二次電池は二次電池コンテナに収納して一時保管し、再生事業者等に引き渡せる状態とすること。 ・ 水銀体温計は水銀体温計コンテナに収納して多目的ヤードに一時保管

	し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・ テープ類はテープ類コンテナに収納して多目的ヤードに一時保管し、北部環境事業所に搬出できる状態とすること。 ・ 廃油・廃ペンキは廃油・廃ペンキドラム缶に収納して多目的ヤードに一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・ 廃バッテリーは、廃バッテリーコンテナに収納して多目的ヤードに一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・ 鉛は鉛コンテナに収納して多目的ヤードに一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・ 高圧ボンベは、多目的ヤードに一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・ 砂入り空き缶は、多目的ヤードに一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・ 適正処理困難物は、多目的ヤードに一時保管し、市に引き渡せる状態とすること。 ・ 家庭系からのコンクリートブロック等少量の埋立対象物は計量後、一時保管し、最終処分場に搬出できる状態とすること。 **③ 資源収集用コンテナ及びネットを洗浄し、適切な場所に保管すること。** **【変更できない仕様】** ・ コンテナの保管数は、2,000 個程度とする。 ・ コンテナ及びネットを資源物回収後に洗浄装置を使って洗浄できるシステムとすること。 ・ 洗浄後のコンテナ及びネットは、資源化施設の運営事業者と協議の上、保管に必要なスペースを資源化施設内に確保した上で、当該スペースに保管できるシステムとすること。 ・ コンテナ洗浄装置は、コンテナのサイズ(50cm×69cm×28cm)の多少の変化に柔軟に対応して洗浄可能な設備とすること。

5-3 資源化施設に関する機能

5-3-1 受入供給機能

求められる性能要件	**① 機器故障時にも十分な受入量の余裕があること** **② 搬入物にあった受入方式とすること** **③ 搬入貯留形態にあった供給方式とすること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**① 機器故障時にも十分な受入量の余裕があること** **【変更できない仕様】** ・ 受入設備はすべて建屋内に設置し、紙類、古布類は 3 日分以上、その他は 2 日分以上の貯留ができるものとする。 ・ 前選別が可能な配置並びに、設備を有するものとする。 ・ 処理対象物の展開検査ができることとする。 **② 搬入物にあった受入方式とすること** **【変更できない仕様】** ・ ピット方式とする場合は、搬入物に生ごみが混入していることを考慮し、ピット内の貯留物を全て排出できるような構造とすること。 **【変更可能な仕様】** ・ 受入方式は、貯留容量を十分検討し、ヤード、ホッパ、エプロンフィーダ、ピット方式のいずれかとする。 ・ ピット方式とする場合、ごみピット内の火災拡大を防ぐため、ごみピット内における火災の自動監視・消火を行うこと。放水銃は遠隔操作も行えること。 **③ 搬入貯留形態にあった供給方式とすること** **【変更可能な仕様】** ・ 供給コンベヤはエプロンコンベヤかフライトコンベヤとする。ベルトコンベヤを使用する場合は金属等による損傷に対して十分配慮すること。 ・ なお、コンテナ、パレット貯留の場合は、フォークリフト、リフター、ローラーコンベヤ、ハンドクレーン等、重量物横持ち作業が最小となるように配慮すること。

5-3-2　資源化物回収機能

紙類・古布類保管機能、カン・金属類選別回収機能、ビン選別回収機能、ペットボトル選別回収機能、廃食用油回収機能、プラスチック製容器包装選別回収機能の 6 つの資源化物回収機能について要求水準を以下に示す。

(1)　紙類・古布類保管機能

求められる性能要件	**①　紙類・古布類を保管できること**
具体的な施設仕様（性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　紙類・古布類を保管できること** **【変更できない仕様】** ・ 紙類、古布類は、新聞等・折込広告、本・雑誌、雑がみ類、段ボール、飲料用紙パック・古布類に分別してストックヤードに保管できるシステムとすること。 ・ 手選別人員は 1～2 名とする。

(2)　カン・金属類選別回収機能

求められる性能要件	**①　スチール缶及びアルミ缶を選別回収できること** **②　異物を除去できること**
具体的な施設仕様（性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　スチール缶及びアルミ缶を選別回収できること** **【変更できない仕様】** ・ 機械選別及び手選別でスチール缶及びアルミ缶を選別できるシステムとすること。 ・ 添付資料 7 のごみ処理フローの機能を最低限具備すること。 ・ 機械操作員 2 名、手選別人員は 5 名とする。 ・ 圧縮梱包機で圧縮梱包すること。 ・ ガス入り及び穴の開いていない卓上ボンベ等スプレー缶を特定処理品目ラインに搬出できるシステムとすること。 ・ カン類以外の金属類を分別すること。 **②　異物を除去できること** **【変更できない仕様】** ・ 異物として除去した不燃物等は破砕処理施設に搬入できるシステムとすること。

(3)　ビン選別回収機能

求められる性能要件	**①　生きビン、白色ガラス、茶色ガラス、緑色ガラス、その他ガラスを回収できること** **②　異物を除去できること** **③　再利用可能なカレットができる設備とすること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　生きビン、白色ガラス、茶色ガラス、緑色ガラス、その他ガラスを回収できること** **【変更できない仕様】** ・　混合物から手選別により約 33 種類の生きビン、白色ガラス、茶色ガラス、緑色ガラス、その他ガラスを回収できるシステムとすること。 ・　添付資料 7 のごみ処理フローの機能を最低限具備すること。 ・　手選別人員は 8 名とする。 **②　異物を除去できること** **【変更できない仕様】** ・　異物として除去した不燃物等は破砕処理施設に搬入できるシステムとすること。 **③　再利用可能なカレットができる設備とすること** **【変更できない仕様】** ・　色毎にガラス破砕機を設置すること

(4)　ペットボトル選別回収機能

求められる性能要件	**①　ペットボトルを回収できること** **②　異物を除去できること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　ペットボトルを回収できること** **【変更できない仕様】** ・　手選別によりペットボトルを回収するシステムとすること。 ・　添付資料 7 のごみ処理フローの機能を最低限具備すること。 ・　機械操作員 3 名、手選別人員は 5 名とする。 ・　圧縮梱包機で圧縮梱包すること。 **②　異物を除去できること** **【変更できない仕様】** ・　キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装ラインへ搬出すること。 ・　異物として除去した不燃物等は破砕処理施設に搬入できるシステムとすること。

(5)　廃食用油回収機能

求められる性能要件	**①　廃食用油を回収できること** **②　ペットボトル等廃食用油容器を回収できること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　廃食用油を回収できること** **【変更できない仕様】** ・ 専用コンテナに収納して回収されたペットボトルから、油抜き取り装置によって油を食用油貯留槽に詰め替えられるシステムること。 ・ 食用油貯留槽は、2系列、各4トン分の容量とすること。 ・ 添付資料7のごみ処理フローの機能を最低限具備すること。 ・ 手選別により廃食用油を回収できるシステムとすること。 ・ 機械操作員1名、手選別人員は1名とする。 **②　ペットボトル等廃食用油容器を回収できること** **【変更できない仕様】** ・ 廃食用油を入れていたペットボトルは、破砕処理施設に搬入できるシステムとすること。

(6)　プラスチック製容器包装選別回収機能

求められる性能要件	**①　プラスチック製容器包装を回収できること** **②　異物を除去できること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　プラスチック製容器包装を回収できること** **【変更できない仕様】** ・ 破袋機を設置すること。 ・ 圧縮梱包機で圧縮梱包すること。 ・ 添付資料7のごみ処理フローの機能を最低限具備すること。 ・ 手選別によりﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装を回収できるシステムとすること。 ・ 機械操作員4名、手選別人員は4～6名とする。 **②　異物を除去できること** **【変更できない仕様】** ・ 異物として除去した不燃物等は破砕処理施設に搬入できるシステムとすること。

(7)　その他の機能

求められる性能要件	**①　集じん、粉じん、臭気の発生を防止する方式とすること** **②　手選別ラインの安全を確保すること**
具体的な施設仕様 （性能要件	**①　集じん、粉じん、臭気の発生を防止する方式とすること** **【変更できない仕様】** ・ 集じん、粉じん、臭気が発生する箇所に、集じん・脱臭設備等を設置

を達成するための具体的な施設仕様）	すること。 **②　手選別ラインの安全を確保すること** **【変更できない仕様】** ・　どの位置からでも非常停止が可能な非常停止装置を適切な位置に設置すること。

5-3-3　保管・搬出機能

求められる性能要件	**①　適切な保管スペースを確保すること** **②　再生事業者等に引き渡せる状態とすること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**①　適切な保管スペースを確保すること** **【変更できない仕様】** ・　保管搬出設備は建屋内設置とし、生きビンについては搬出車輌 1 台分以上、その他については搬出車輌 2 台分以上の保管ができるものとする。 **②　再生事業者等に引き渡せる状態とすること** **【変更できない仕様】** ・　紙類、古布類は、新聞等・折込広告、本・雑誌、雑がみ類、段ボール、飲料用紙パック・古布類に分類して保管施設に一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・　圧縮梱包したカン類は、アルミ缶とスチール缶に分けて保管施設に一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・　カン以外の金属類は、金属コンテナに収納して保管施設に一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・　生きビンは、約 33 種類程度の生きビンコンテナに収納して保管施設に一時保管し、用途に応じてメーカー、問屋、再生事業者に混載して引き渡せる状態とすること。 ・　カレットは色毎に分類したバンカーに一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・　圧縮梱包したペットボトルは保管施設に一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・　廃食用油は食用油貯留槽に一時保管し、再生事業者に引き渡せる状態とすること。 ・　圧縮梱包したプラスチック製容器包装は、保管施設に一時保管し、指定法人等に引き渡せる状態とすること。

5-4 環境啓発施設に関する機能

見学学習機能及び情報発信機能において、安全性・信頼性・機能性・利便性・効率性・快適性に充分に配慮した設計とする。

求められる性能要件	**① 市民に発信できる環境学習機能を持つこと** **② 教育効果の高い太陽光発電や屋上・壁面緑化、太陽熱利用システム、太陽光集光システム、風力発電、雨水利用、ハイブリッド街路灯、LED 照明等を導入すること** **③ 見学者のために必要な設備を整備すること**
具体的な施設仕様 （性能要件を達成するための具体的な施設仕様）	**① 市民に発信できる環境学習機能を持つこと** **【変更できない仕様】** (家具再生工房) ・ 再生品として直接搬入された家具類（ベビーベット、机、椅子、タンス類、書庫類等）を対象として清掃、修理、加工等を行えること。 (市民体験教室) ・ 紙すき工房、ガラス工房、石けん工房において体験型のリサイクル活動を行えること。 (再生品展示) ・ 家具の再生品を展示・販売できること。 (環境学習) ・ 学習コーナー、情報コーナー、環境啓発システム展示室、市民リーダー育成のための教室を設置すること。 **② 教育効果の高い太陽光発電や屋上・壁面緑化、太陽熱利用システム、太陽光集光システム、風力発電、雨水利用、ハイブリッド街路灯、LED 照明等を導入すること** **【変更できない仕様】** ・ 見学者に対して、少なくとも設備の一部と効果を視認あるいは体感できるような設備にすること。 （太陽光発電） ・ 50kW 以上の太陽光発電設備を設置すること ・ 施設の電力消費量と、太陽光発電の発電量を確認できる設備を設置すること。 ・ 市民に家庭用太陽光発電の導入を促す展示を工夫すること。

	・ 一日を通して発電量が十分に確保できるような設置位置とすること。 （屋上・壁面緑化） ・ 屋上・壁面緑化を行い、緑化を行うことによる温度の変化を体感できるようにすること。 （太陽熱利用システム） ・ 太陽熱利用システムを整備すること。 （太陽光集光システム） ・ 太陽光集光システムを整備すること。 （風力発電） ・ 風力発電設備を設置すること。 施設の電力消費量と、風力発電の発電量を確認できる設備を設置すること。 （LED 照明） ・ 環境啓発施設の照明にはLED 照明を使用すること。 （ハイブリッド街路灯） ・ ハイブリッド街路灯を整備すること。 **③ 見学者のために必要な設備を整備すること** **【変更できない仕様】** ・ 見学者を、環境啓発施設より破砕処理施設・資源化施設へ誘導できること。 ・ 見学者の「ごみ及び環境問題」への理解を深めるための案内・説明表示板、誘導路等が十分に整備されていること。また、見学者への説明のため、業務への理解が有効に促進されるように必要なポイントを確保すること。 ・ 見学者用通路と作業員用通路は分離して配置をすること。 ・ 見学は、「子ども」「高齢者」等が安全に見て回れる「一般的」なルートと「専門的関係者」がプラント部分についても見て回れるルートを設定すること。 ・ 採光を考慮した通路とすること。 ・ エレベーターは見学者用を設置し、必要な場合は作業員用を別途設けること。 ・ 次の施設は必ず見学対象として設定するものとする。 中央操作室、プラットホーム、受入設備、ビン手選別コンベア室、ペットボトル処理系統、プラスチック製容器包装処理系統、カン処理系統 （雨水利用） ・ トイレ、プラットフォームの洗浄に雨水利用を行うこと。

	（見学者通路） ・ 原則として幅 1.8m以上とし、場内は全て土足仕様とする。 ・ ルートは、一方通行ルートすることを原則とするが、それが不可能な場合は対面通行に十分な幅を確保する。 ・ 中央操作室、ごみ投入室、選別室等の要所は、見学の際、立ち止まって説明を受けられるスペースを設けるものとする。 ・ 使用頻度の高い作業動線との錯綜は避ける。 ・ 必要な場所には遮光設備を設け見学対象施設を見やすくする。 ・ 見学者通路についてはバリアフリーとする。 （説明パネル） ・ 施設の概要、機能を示す説明パネルを設置すること。 **【変更可能な仕様】** ・ 次の施設は見学対象として設定することが望ましい。 計量器、再生設備

6. 運営に係る性能要件

運営に係る要求水準を以下に示す。要求水準は民間事業者が提供すべきサービスの内容及び達成すべき品質等の性能（求められる性能要件）と、それを達成するための具体的な方法や仕様（具体的な運営仕様）から構成される。
「具体的な運営仕様」は更に「変更できない仕様」と「変更可能な仕様」に分類される。「変更可能な仕様」には施設が備えるべき機能を満足する仕様が示されており、同等以上の機能が発揮できる場合は、「具体的な運営仕様」と異なった仕様の提案も積極的に受け付けるものとする。

求められる性能要件：民間事業者が提供すべきサービスの内容及び達成すべき品質等の性能
具体的な運営仕様：性能要件を達成するための具体的な仕様

6-1 計量・収納に関する業務

求められる性能要件	**① 施設運営に必要な正確な計量がおこなえること** **② 施設の適切で安全な運転がおこなえること**
具体的な運営仕様（性能要件を達成するための具体的な仕様）	**① 施設運営に必要な正確な計量がおこなえること** **【変更できない仕様】** ・ 搬入時間は、月曜日から土曜日までは 8 時 30 分から 17 時 00 分までの時間とする。ただし、今後変更等があった場合には協力すること。 ・ 処理対象物の重量計測データを記録（日報、月報及び年報を作成）し、定期的に市へ報告すること。 ・ 料金徴収対象物については、重量計測データをもとに定められた料金の収納を行うこと。 **② 施設の適切で安全な運転がおこなえること** **【変更できない仕様】** ・ 適正処理困難物を可能な限り目視により確認し、搬入指導の市職員に速やかに報告すること。 ・ 市民からの直接処理対象物の受入不備により本施設の公共性を損なわないように種類ごとのごみ受入管理を行うこと。 ・ 収集車両の渋滞等がなく、効率的な計量が行なえること。 ・ 市が、許可業者、自己搬入者等を対象に実施する搬入検査に関して、運営の妨げとならないことを前提に協力すること。 ・ 市民が行う直接搬入に関して必要な補助を行い、市民が安全且つ適切に搬入を行えるよう努めること。 ・ 混載車両の受入にあたって、複数回計量を行うルートについては民間

	事業者にて提案すること。

6-2 維持管理に関する業務

求められる性能要件	**① プラント設備の日常点検・補修を適切に行なうこと** **② プラント設備の定期点検・補修を適切に行なうこと** **③ 本施設における法定点検を適切に行なうこと** **④ 土木・建築関連の点検・補修を適切に行なうこと** **⑤ 物品・燃料等の調達を適切に行なうこと** **⑥ 突発的な点検・補修対応を適切に行なうこと**
具体的な運営仕様 （性能要件を達成するための具体的な仕様）	**① プラント設備の日常点検・補修を適切に行なうこと** **【変更できない仕様】** ・ 運転員によってプラント設備の日常点検・補修計画に示した通りの日時・内容の点検・補修を確実に実施すること。また、設備台帳を備え、各設備ごとの補修履歴等を記録保存し、市の求めに応じて提出するとともに、その説明を行うこと。 **【変更可能な仕様】** ・ 適宜日常点検・補修計画の見直しを行い、市の確認を得ること。 ・ 計測器の故障などによる不安定性が発生しないように計測機器管理を行うこと。 ・ プラント機器の故障などによる不安定性が発生しないようにプラント機器管理を行うこと。 ・ プラントの現場調整の不備による不安定性が発生しないように調整技術管理を行うこと。 ・ 点検通路で危険な箇所には適正な表示をすること。 ・ 運転員の安全対策を行なうこと。 **②プラント設備の定期点検・補修を適切に行なうこと** **【変更できない仕様】** ・ 運転員・メーカーによって、プラント設備の定期点検計画に示した通りの日時・内容の点検・補修を確実に実施するとともに、その記録を保管し、市の求めに応じて提出すること。 ・ 1 年に 1 回の機能検査、3 年に 1 回の精密機能検査を実施すること。 ・ 搬送設備等の非常停止装置は月 1 回程度の作動確認試験を行うこと。 **【変更可能な仕様】** ・ 主要な機器について適切な時期にメーカーによって健全性のチェックを行なうこと。 ・ 機器の不適正補修などによる不安定性が発生しないように技術管理を

	行うこと。 ・ 運営期間中に予定外の大規模修繕が発生しないように運営管理を行なうこと。 ・ 運営期間中、著しい技術又は運営手法の革新等がなされた場合は当該技術革新等に基づく新しい技術又は運営手法等の導入について検討し、改善提案を行うものとする。 **③　本施設における法定点検を適切に行なうこと** **【変更できない仕様】** ・ 運営事業者は、通常行う定期点検・補修・予防安全・改良保全・設備更新等を下記項目を参考として、法定検査を実施すること。 ・ 期限を定め、適切に実施すること。 ・ 記録は、適切に管理し、定められた年数を保存すること。 ・ 検査実施前に検査内容を市に報告し、確認を受けること。 **④　土木・建築関連の点検・補修を適切に行なうこと** **【変更できない仕様】** ・ 補修に関する記録について保管し、市の求めに応じて提出すること。 **【変更可能な仕様】** ・ 空調機器、照明機器、建築構造物の歪み、壁の塗装等の日常点検・維持管理を適切に実施すること。 ・ 施設内及び周辺部の植栽について適切な管理を行なうこと。 **⑤　物品・燃料等の調達を適切に行なうこと** **【変更できない仕様】** ・ 運営事業者は、調達する薬剤及び消耗品等を安全に保管し、必要に応じ支障なく使用できるよう適切に管理すること。 ・ 調達計画に示した通りの日時・内容の調達を確実に実施すること。 **【変更可能な仕様】** ・ 本施設の運転に必要な電気、水道、ガス、その他燃料、薬品等の調達を十分に行なうこと。 ・ 薬品、燃料、部材等についての調達計画を作成すること。内容については調達計画の見直しを適宜行い、市の確認を得ること。 **⑥　突発的な点検・補修対応を適切に行なうこと** **【変更できない仕様】** ・ 突発的な補修による補修期間は想定しない。突発的な補修が必要で、

	機器停止の必要が生じた場合には、一時的にピット貯留を行うか、運営事業者の責任にて他施設への持ち込み・処分を行うこと。 ・ 突発的な補修対応が必要となった場合には、その原因と対応策について記録・保管し、市の求めに応じて提出すること。 **【変更可能な仕様】** ・ 小規模補修は操業時間外での対応、大規模な補修は貯留容量が可能とする時間もしくは休日にて対応すること。 ・ 突発的な補修が必要になったとき、運転員・メーカーによって、迅速に補修を行なうこと。

6-3　破砕処理施設の運転に関する業務

求められる性能要件	**①　性能保証条件を満たした運転をすること** ・　運転能力について添付資料 9 の性能保証条件を満たしていること ・　騒音・振動・悪臭の性能保証条件を満たした運転をすること **②　安定運転を継続すること** ・　適切な能力を有した運転員・人数による運転を行うこと ・　状況に応じた適切な運転条件の設定を行うこと ・　適切な場所・時期に計測管理を行うこと ・　業務間の連携を十分に行なうこと ・　業務の引継ぎ・報告を確実に行なうこと ・　運転状況・トラブル状況の把握をすること ・　トラブルに対する解決策を検討すること
具体的な運営仕様 （性能要件を達成するための具体的な仕様）	**①　性能保証条件を満たした運転をすること** **【変更できない仕様】** ・　添付資料 8 に示した品質基準を満足すること。 ・　運営事業者は、資源化物が基準未達となった場合、直ちに原因を解明し、改善計画を市に提示し確認を得ること。運営事業者は、確認を得た改善計画に従い、速やかに本施設の復旧を図る。運営事業者は、本施設の改善が完了したと判断された時点で、資源化物の再度の計測を市に要請することができる。なお、この場合、計測に要する一切の費用は運営事業者が負担すること。 ・　基準未達の資源化物の処理は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと。 ・　定期的な計測の結果、資源化物が基準未達となった場合、再処理の対象となるのは、前回の正常な計測結果が出てから次の定期的な計測結果が出るまでに排出された資源化物である。なお、計測結果が出た時点において貯留設備に貯留されているものも再処理の対象に含まれるものとする。 **【変更可能な仕様】** ・　大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他を指定された場所に適切に貯留すること。 **②　安定運転を継続すること** **【変更できない仕様】** ・　運営計画に提示された能力、資格を持った人員を必要な人数、配置すること。

	・ 設備ごとの運転業務の間の連携を十分に行なうため、施設内の全運転員を対象にした月例会を開催すること。 ・ 業務の引継ぎを適切に行なうこと。 ・ 年間運転計画及び月別運転計画等を策定し、市の確認を得ること。 ・ 添付資料 9 に示す計測項目・頻度で計測を行なうこと。 ・ 運転マニュアルの更新を適切に行なうこと。更新を行った場合には、市への報告を行い、承認を得るとともに、記録に残すこと。 （受入供給業務） ・ 搬入車両の誘導を適切に行なうこと。 ・ 運営事業者は、大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他について、搬入された対象処理物から可能な限り取り除き、所定の場所に保管すること。 ・ 大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他の排除は、原則としてごみピットに投入する前に実施するものとするが、ごみピット投入後でも大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他を選別し排除することが可能である場合には、ごみピットからの大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他の排除を行うこと。特に破砕機への投入前の危険物（ガスボンベ、ライター、花火等）及びビデオテープ類の除去を確実に行うこと。 ・ 排除された大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他は、多目的ヤードに搬入すること。 ・ 適正処理困難物を目視により発見した場合は、所定の場所に一時保管し、市へ報告すること。 （選別回収業務） ・ 不燃ごみ、大型ごみ、大型可燃ごみは、破砕した後、鉄及びアルミの回収を行う。 （保管搬出業務） ・ 不燃ごみ、大型ごみ、大型可燃ごみの破砕残渣は、コンパクターで圧縮後、北部環境事業所へ搬出すること。 ・ 回収した鉄・アルミを再生事業者へ引き渡すこと。 ・ 大型鉄くずは、再生事業者に引き渡すこと。 ・ 廃タイヤは、再生事業者に引き渡すこと。 ・ プロパンボンベは再生事業者等に引き渡すこと。 ・ 不法投棄の家電 4 品目及び廃パソコン類は、指定のリサイクルルートに搬出すること。 ・ その他廃家電約 40 種類は、再生事業者に各廃家電コンテナを混載して

	引き渡すこと。 ・ スプレー缶処理装置により処理した卓上ガスボンベ等スプレー缶及び使い捨てライターは、破砕処理施設に搬出すること。 ・ 破砕した蛍光管は再生事業者に引き渡すこと。 ・ 乾電池及び二次電池は再生事業者等に引き渡すこと。 ・ 水銀体温計は再生事業者に引き渡すこと。 ・ テープ類は北部環境事業所に搬出すること。 ・ 廃油・廃ペンキは再生事業者に引き渡すこと。 ・ 廃バッテリーは再生事業者に引き渡すこと。 ・ 鉛は再生事業者に引き渡すこと。 ・ 高圧ボンベは、再生事業者に引き渡すこと。 ・ 砂入り空き缶は再生事業者に引き渡すこと。 ・ 適正処理困難物は、市に引き渡すこと。 ・ 家庭系からのコンクリートブロック等少量の埋立対象物は藤沢市女坂最終処分場に搬出すること。 （洗浄業務） ・ 資源収集用コンテナ、ネットは資源物回収後に洗浄装置を使って洗浄すること。 ・ 洗浄後のコンテナ及びネットは、資源化施設の運営事業者と協議の上、資源化施設内の適切なスペースに保管すること。

6-4 その他の運営業務

求められる性能要件	**① 安全性を確保した運転管理を行なうこと** **② 運営業務の管理を適切に行なうこと** **③ 事業終了時に良好な状態での引き渡しを行うこと** **④ 運営業務について情報管理を行なうこと** **⑤ 市との連絡・調整を適切に行なうこと** **⑥ 運転員の教育を適切に行なうこと** **⑦ 運営事業者の経営状況について報告・計画を適切に行なうこと** **⑧ 見学者への対応を適切に実施すること** **⑨ 市民への情報発信を行なうこと** **⑩ 地域経済への貢献** **⑪ 清掃の徹底・清潔の確保を行なうこと** **⑫ 外部からの不法侵入者等がないように防犯管理を行なうこと** **⑬ 地震・火災等緊急時の対応への対策を適切に行なうこと**
具体的な運営仕様 （性能要件を達成するための具体的な仕様）	**① 安全性を確保した運転管理を行なうこと** **【変更できない仕様】** ・ 年間運転計画及び月別運転計画、維持管理補修計画を事前に策定し、市の確認を得ること。 ・ 運営マニュアルの作成・更新を適切に行なうこと。 ・ ISO14001 の取得により環境品質基準を遵守できる体制を整えること。 ・ 運営事業者は、本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に市の確認を得ること。 ・ 本施設の運営中においては、処理対象物等の受入から資源化物の回収に至るまでの物質収支（各種別）及びエネルギー収支の把握を行うこと。 ・ 安全衛生には十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に本施設の運営を続けること。このため、安全作業マニュアルの作成・安全確保に必要な訓練の定期的な実施、作業環境調査や運転員の健康診断等を実施すること。 ・ 性能未達等により、本施設の稼働を停止した場合に備え、運営事業者は、施設の復旧の手順を定めること。 ・ 市による復旧計画の確認、本施設の改善作業の完了の確認に際し、専門的な知見を有する有識者等にアドバイスを求めることができるものとする。 ・ 本施設の不具合等による稼動停止中のごみ処理は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと。 ・ 停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及

び改善策が自明である場合には、簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

【変更可能な仕様】

- 点検通路で危険な箇所には適正な表示をするとともに、安全カバー等を設置すること。
- 運転員に定期的な安全教育を行なうこと。
- 安全衛生水準の向上を図ることを目的とした、労働安全衛生マネジメントシステムの構築を実施すること。
- 業務改善提案を定期的に実施すること。

② 運営業務の管理を適切に行なうこと

【変更できない仕様】

- 処理対象物の組成調査を年 4 回、品目別に実施すること。
- 資源化物について添付資料 8 に示す品質基準を満たしていることを年 1 回、確認をすること。
- モニタリング計画を策定し、市による内部モニタリングと連携しながら運営事業者自身によるセルフモニタリングを実施すること。
- 運営事業者は、本施設の補修計画及び補修結果報告書並びに更新計画及び更新結果報告書を作成し、遅滞なく市に提出すること。
- 修繕工事については極力、通常の点検・補修工事に含めて工事を実施することで補修工事のライフサイクルコストの低減を目指すこと。個別設備の修繕時期を維持管理計画の中で明記すること。
- 運営事業者は、本施設の機能を維持するために必要な点検・整備を行うとともに、維持管理及び補修の履歴を事業期間中にわたり電子データとして残し、事業期間終了後市に譲渡すること。
- 運営事業者は、資源化施設及び環境啓発施設の運営事業者と円滑な連絡体制を維持し、両施設の維持管理計画に支障をきたさないようにすること。

【変更可能な仕様】

- 設備ごとの運転業務間の連携を十分行なうため、運転員の間で定期的な会合を設けること。
- 月例会を開催すること。
- 性能要件のモニタリングチェックリストを作成すること。
- 定期的に場内を巡回し、清掃状況の確認を行なうこと。

	③　事業終了時に良好な状態での引き渡しを行うこと **【変更できない仕様】** ・ 運営事業者は、本施設が、市が本要求水準書に記載の業務の実施のために、事業期間終了後も継続して 5 年間にわたり使用することについて、支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による性能機能検査を市の立会いのもとに実施するものとする。当該確認をもって、市は、引継ぎ時の確認とすることができる。 ・ 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。 ・ 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。 ・ 主要な設備機器等が、当初の設計図書に規定されている基本的な性能（容量、風量、温湿度、強度等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。 ・ 運営事業者は、市が行う事業期間終了後の施設運営方法の検討において、1-1-5-4事業終了時の引継業務に示す資料の提出及び協議への協力を行うこと。 ④　運営業務について情報管理を行なうこと **【変更できない仕様】** ・ 運営事業者は、本施設の運営に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理計画に基づく、維持管理データ、その他統計事務の実施並びに各種報告書等により、運営業務の報告を行うこと。 ・ 設備の運転、保守点検等の記録として、運転日誌、点検記録及び整備・補修・事故記録等を作成し、電子データの形で運営期間中保管するものとし、本施設の維持管理上の日報、月報及び年報は印刷物としても保管すること。印刷物については運転日誌及び点検記録は 3 年以上、補修・事故記録等は事業期間中保管すること。電子データ及び印刷物は、毎年度終了時に市に提出すること。 ・ 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等を事業期間中、適切に管理すること。 ・ 運営事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面、施設台帳等を速やかに変更すること。 ・ 本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等の管理方法については市と協議の上、決定すること。

	・ 運営事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目で、市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。提出頻度・時期・詳細項目については、市と別途協議の上、決定すること。市が要望する管理記録について、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。 **【変更可能な仕様】** ・ 分りやすい日報・月報・年報、維持管理データ、各種報告書等の管理日誌の作成を行い、市に報告すること。 ・ 市の求めに応じ、運営管理に係る維持管理コストデータの提示を行なうこと。 ・ 搬入ごみの調査内容を踏まえた、運営計画を検討すること。 ・ 運営事業者のみならず、建設請負事業者などで対応が不十分とならないような体制の確保を行なっていること。 ・ 現場作業のミスの隠蔽などがないように作業の詳細の内部告発を含めた情報開示の徹底を行うこと。 ・ 機器や補修の調達の際の選定の妥当性に問題が発生しないように選定情報の積極的な開示を行えること。 ・ 現場ノウハウの個人依存が発生しないようにヒヤリハットの積極的な開示による情報共有を行えること。 ・ 事故等が発生した場合には、状況の正確な把握ができないことのないように、正確かつ的確な情報共有を行なっていること。 **⑤ 市との連絡・調整を適切に行なうこと** **【変更できない仕様】** ・ 運営事業者は、処理対象物の処理に関する計画、その他運営に関する計画を策定するに際しては、市と協議を行い、円滑に運営が行われるよう留意すること。 **【変更可能な仕様】** ・ 市との間で連絡協議会を設け、業務改善に向けた協議を行うこと。 ・ 市が使用する備品関係（机、椅子等）について適切な管理を行なうこと。 **⑥ 運転員の教育を適切に行なうこと** **【変更可能な仕様】** ・ 現場での安全運転に係る指導教育を徹底すること（人、車両のピット転落対策、大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他のピック

	アップ等)。 ・ 運転員の資質向上を目的とした研修等を実施すること。 ・ 運転員のモラル低下が発生しないように運転員管理を行うこと。 ・ 運転員の作業不備が発生しないように教育管理を行うこと。 **⑦ 運営事業者の経営状況について報告・計画を適切に行なうこと** **【変更できない仕様】** ・ 年度終了後 3 ヶ月以内に前年度の経営状況について市への報告・及び次年度の経営計画の説明を行なうこと。 ・ 運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出すること。 **【変更可能な仕様】** ・ 運営業務に関し、適切な保険に加入すること。 **⑧ 見学者への対応を適切に行なうこと** **【変更可能な仕様】** ・ 見学者への対応不備により本施設の公共性を損なわないように適切な見学者対応を行うこと。 **⑨ 市民への情報発信を行なうこと** **【変更可能な仕様】** ・ 性能情報の市民への開示に協力すること。 ・ 市がホームページによる情報公開を行なうにあたって協力すること。 **⑩ 地域経済への貢献** **【変更できない仕様】** ・ 運営事業者は、下請工事の発注、または資機材の購入等に当たり、市内業者の活用を基本とする。 **⑪ 清掃の徹底・清潔の確保を行なうこと** **【変更できない仕様】** ・ 運転員によって清掃計画に示した通りの日時・内容の清掃を確実に実施すること。 ・ 適宜清掃計画の見直しを行い、市の確認を得ること。

	⑫　外部からの不法侵入者等がないように防犯管理を行なうこと **【変更できない仕様】** ・　建物には機械監視設備を導入すること。 **【変更可能な仕様】** ・　不法侵入者の侵入対策として施錠の徹底、必要箇所に監視カメラの設置等を行なうこと。 ・　不法侵入があった場合に、警察や市への連絡体制を構築しておくこと。 ⑬　地震・火災等緊急時の対応への対策を適切に行なうこと **【変更できない仕様】** ・　地震、風水害、火災、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させること。 ・　地震、風水害、火災、その他の災害等による災害復旧に伴う処理計画について、市の計画に協力すること。 ・　重要機器の故障や停電時等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。 ・　非常時対応マニュアル等を作成すること。 ・　非常時においては、非常時対応マニュアル等に基づき、市へ速やかに状況報告するとともに、事後報告(原因究明と再発防止策等)を含め、適切な対応を行うこと。 ・　非常時及び緊急防災を想定した対策訓練を 1 年に 1 回行い、市に報告すること。 ・　運営事業者は、非常時の対応方法について、施設の計画時点において、想定されるリスク項目別に対応方法を検討し、市と協議を行うこと。 ・　必要箇所に火災報知器を設置すること。また、火災報知器の信号は北部環境事業所へ送ること。 ・　必要な防火体制を整備すること。ピットを設置する場合、特にごみピット内の防火管理に留意すること。ピット火災への対応として、消防法で定められた消火栓以外に初期消火が迅速に行われるためピット専用の放水銃を設置すること。設置場所は ITV モニタ装置で確認できる位置とすること。 **【変更可能な仕様】** ・　台風や地震などの災害時の稼動不備により本施設の公共性を損なわないように災害時の稼動能力・体制確保があること。